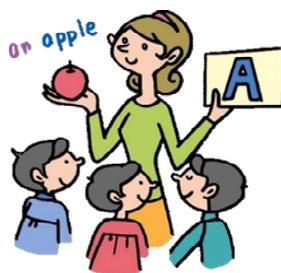




# うきは市 教育振興基本計画

志をもって 自ら学び  
ともに心豊かに  
たくましく生きる  
うきはの子どもたち



令和2年（2020年）4月1日  
うきは市教育委員会

# 目 次

はじめに	1
第1章 うきは市教育振興基本計画の策定にあたって	2
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間及び構成	2
第2章 うきは市教育の現状と課題	3
1 子どもたちの現状と課題	3
2 家庭・地域社会の現状と課題	6
3 教育行政（学校・教育委員会）の現状と課題	10
第3章 うきは市が目指すこれからの教育	12
1 基本理念「うきは市民像」	12
2 基本目標	12
3 柱（基本方針）	13
第4章 3年間の教育政策の目標と取り組む施策	14
1 施策の体系	14
2 主要施策と主な取組・事業	15
柱Ⅰ－夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成	
柱Ⅱ－社会の持続的な発展を牽引するための多様な力の育成	
柱Ⅲ－生涯学び、活躍できる環境の整備	
柱Ⅳ－誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築	
柱Ⅴ－教育政策推進のための基盤の整備	
第5章 計画の推進にあたって	37
1 評価と進行管理	
■用語解説	38

## はじめに

国における第3期教育振興基本計画（計画期間2018～2022年度）の中で、『教育の普遍的な使命として、改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要』と述べられています。

また、2030年以降の社会を展望した教育施策の重点事項として、個人と社会の目指すべき姿が、次の二点から求められています。

（個人） 自立した人間として、主体的に判断し多様な人々と協働しながら、新たな価値を創造する人材の育成。

（社会） 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展。

このような中、新学習指導要領が、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から全面实施されます。未来の創り手となるために必要な資質・能力を「生きる力」と捉えて、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善を行い、「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」等について、授業等で具現化していく必要があります。

県では、平成29年3月に策定した福岡県総合計画の教育分野を、福岡県教育振興基本計画として教育の基本目標を定めるとともに、特に「鍛ほめ福岡メソッド」を展開しています。

本市では、「うきは市ルネッサンス戦略」、「第2次うきは市総合計画・前期基本計画」、「第2次うきは市人権教育・啓発基本計画」、「第2次うきは市男女共同参画基本計画」が教育分野も含み計画されるとともに、平成28年3月に「うきは市教育大綱」を教育振興の指針として策定しています。このような状況を踏まえ、従前の計画を改定し、令和元年度～令和3年度を期間とする「うきは市教育振興基本計画」を策定しました。この中では、教育振興基本計画の内容、主要施策と主な取組・事業、数値指標等を記載しており、令和2年度は、この教育振興基本計画の下に各教育施策を展開していきます。

そして、これらの教育施策の執行状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成27年4月1日一部改正・施行）第26条に定めるところにより、翌年度に点検及び評価を行い、市民に対する説明責任を果たすとともに、以降の教育行政への適切な反映に努めます。

# 第1章 「うきは市教育振興基本計画」の策定にあたって

## 1 策定の趣旨

国において、平成18年12月に改正された教育基本法第17条1項で、政府が国の教育振興に係る基本的な計画を定めることが規定されました。これを受けて、平成20年7月には「教育振興基本計画」が策定されるとともに、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があることを踏まえ、平成30年6月に第3期教育振興基本計画が策定されました。

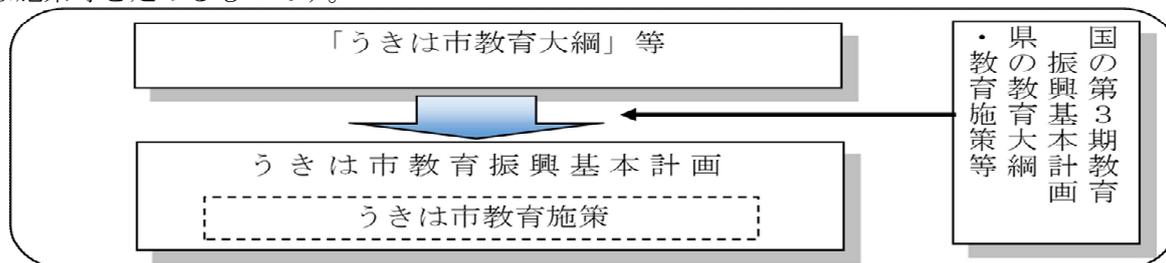
また、同条2項において、「地方公共団体は、前項の計画（国の計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされています。

「うきは市教育振興基本計画」は、同項の規定に基づき、「うきは市教育大綱」等を踏まえ策定するものです。

令和元年度～令和3年度の3カ年を期間とする「うきは市教育振興基本計画」においては、国の第3期教育振興基本計画の策定等を踏まえ、振興基本計画の内容、主要施策と主な取組・事業、数値指標等を見直しています。また、今後、大きく変化する教育の動向を踏まえ、毎年部分改定しながら推進して参ります。

## 2 計画の位置づけ

この計画を「うきは市教育大綱」等に基づき、うきは市の教育における部門別計画として位置づけるとともに、本市の教育部門の中心的な計画として、今後進めていく教育施策に関する基本目標や主な施策等を定めるものです。



## 3 計画の期間及び構成

### (1) 計画期間

この計画は、令和元年度から令和3年度の3年間を計画期間とします。

### (2) 計画の構成

#### ◆ 基本理念「めざす市民像」

どのような人間像をめざし、本市の教育を推進していくのかを明らかにしたものです。

#### ◆ 基本目標

基本理念のもとに定めた、「めざす市民像」を実現するために、達成すべき基本的な目標を定めたものです。この目標の達成に向け、各施策を推進します。

#### ◆ 柱（基本方針）

基本目標達成のため、分野別に具体的な施策の方向性を定めたものです。

#### ◆ 主な施策

柱（基本方針）ごとに、現状と課題を踏まえ、うきは市の教育のめざす姿を明らかにし、その実現に向けた本市における具体的な施策や取組や事業を示します。

また、柱ごとに、当該施策等の成果の状況を表す一つの目安としての成果の指標を設けます。各指標の目標値は、過去の傾向や施策の推進等の効果を鑑み、現実的にめざすべき数値を設定しています。

## 第2章 うきは市教育の現状と課題

### 1 子どもたちの現状と課題

#### (1) 児童・生徒数の推移

児童・生徒数の推移・見込み数(人) ※令和2年4月現在

学校名	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
千年小学校	287	269	257	257	248	254	261	271	292	287	292	311	302	299
吉井小学校	266	249	253	257	266	263	262	245	248	256	237	240	229	229
福富小学校	272	261	264	255	254	231	225	217	215	211	203	214	217	223
江南小学校	175	171	151	139	129	123	126	124	138	153	156	163	161	155
小塩小学校	35	26	26	20	17	21	21	26	18	21	20			
姫治小学校	26	27	24	23	23	16	11	10	9					
妹川小学校	33	28	24	22	23	15	15	14	12	12				
山春小学校	128	125	125	125	125	125	129	123	116	110	111	105	108	100
大石小学校	125	120	121	126	122	123	129	129	131	118	125	107	97	95
御幸小学校	501	504	478	465	448	432	423	402	412	395	401	397	391	372
<b>小学校計</b>	<b>1848</b>	<b>1780</b>	<b>1723</b>	<b>1689</b>	<b>1655</b>	<b>1603</b>	<b>1602</b>	<b>1561</b>	<b>1591</b>	<b>1563</b>	<b>1545</b>	<b>1537</b>	<b>1505</b>	<b>1473</b>
吉井中学校	495	494	491	494	481	488	459	435	412	403	413	418	446	423
浮羽中学校	458	448	445	444	407	410	385	386	351	345	331	353	355	362
<b>中学校計</b>	<b>953</b>	<b>942</b>	<b>936</b>	<b>938</b>	<b>888</b>	<b>898</b>	<b>844</b>	<b>821</b>	<b>763</b>	<b>748</b>	<b>744</b>	<b>771</b>	<b>801</b>	<b>785</b>
<b>合計</b>	<b>2801</b>	<b>2722</b>	<b>2659</b>	<b>2627</b>	<b>2543</b>	<b>2501</b>	<b>2446</b>	<b>2382</b>	<b>2354</b>	<b>2311</b>	<b>2289</b>	<b>2308</b>	<b>2306</b>	<b>2258</b>
<b>令和2年との比較</b>	<b>493</b>	<b>414</b>	<b>351</b>	<b>319</b>	<b>235</b>	<b>193</b>	<b>138</b>	<b>74</b>	<b>46</b>	<b>3</b>	<b>19</b>	<b>0</b>	<b>17</b>	<b>-31</b>

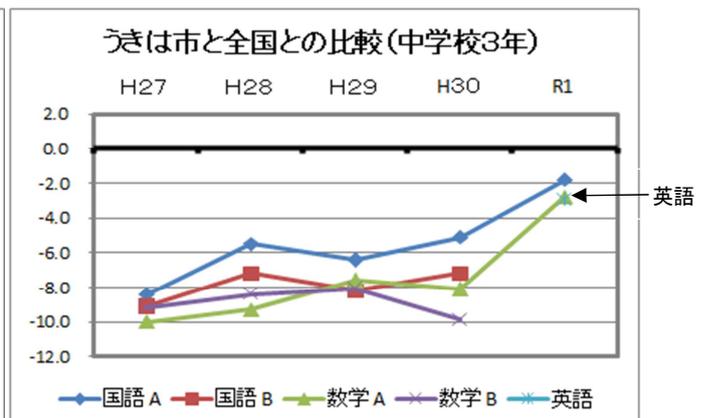
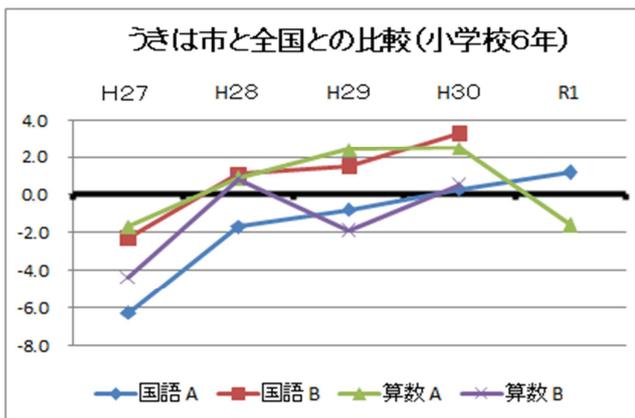
※姫治地区の小学校児童数は、小規模特認及び山村留学生を含んでいます。

※令和元年度以降は、住民票を基にした「小学校入学見込み者」から、全校児童数を算出しています。

平成21年と令和2年を比べると、約10年間で小・中学校の児童生徒数は約18%（493人）減少しています。

#### (2) 学力・学習状況

##### ○ 全国学力・学習状況調査結果（経年変化）



小学校： 令和元年度の結果は、国語は、全国平均を1.2ポイント上回りました。一方で、算数は、全国平均を1.6ポイント下回りました。

中学校： 令和元年度の結果は、国語、数学ともに平成30年度の結果を上回ることができ、全国平均との差が縮まっています。初めて実施された英語について、全国平均を下回る結果となりました。

(3) 生活習慣・規範意識に関して

○ 全国学習状況調査結果

[上段：小学校6年生 下段：中学3年生] 単位%

質問事項			H28	H29	H30	R1	前年比	全国	全国比
自尊感情	自分には、よいところがある	小6	33.6	33.7	41.9	33.5	△ 8.4	38.8	△ 5.3
		中3	16.1	14.2	32.5	24.1	△ 8.4	29.0	△ 4.9
	人の役に立つ人間になりたいと思う	小6	76.7	64.8	71.4	71.7	0.3	74.7	△ 3.0
		中3	60.7	56.7	70.6	69.2	△ 1.4	71.1	△ 1.9
	将来の夢や目標を持っていますか	小6	69.8	73.9	66.0	65.7	△ 0.3	65.9	△ 0.2
		中3	40.7	41.7	41.3	35.9	△ 5.4	44.9	△ 9.0
学ぶ意欲 (学習習慣)	家で自分で計画を立てて勉強をしている	小6	23.3	23.7	26.5	25.3	△ 1.2	33.1	△ 7.8
		中3	10.7	12.5	7.5	10.8	3.3	14.9	△ 4.1
	学校の授業以外に、普段、1日当たり1時間以上勉強をする	小6	71.1	68.2	63.0	68.2	5.2	66.1	2.1
		中3	57.2	59.7	61.5	65.1	3.6	69.8	△ 4.7
	算数(数学)の勉強が好き	小6	41.8	37.9	32.4	37.8	5.4	40.6	△ 2.8
		中3	30.4	17.1	19.0	32.3	13.3	30.7	1.6
規範意識	学校のきまりを守っている	小6	38.8	32.2	26.1	33.5	7.4	46.7	△ 13.2
		中3	53.9	58.3	56.7	66.7	10.0	66.8	△ 0.1
	いじめはどんな理由があってもいけないと思う	小6	84.1	84.5	84.6	82.0	△ 2.6	85.0	△ 3.0
		中3	76.8	70.4	79.0	82.6	3.6	78.3	4.3
生活習慣	朝食を毎日食べている、どちらかと言えば食べている	小6	93.1	90.9	92.5	92.7	0.2	95.3	△ 2.6
		中3	90.3	89.2	92.4	93.9	1.5	93.1	0.8
	毎日同じくらいの時間に寝ている	小6	35.3	26.1	34.4	33.5	△ 0.9	38.9	△ 5.4
		中3	26.4	34.2	29.0	31.3	2.3	33.6	△ 2.3
授業	自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表している	小6	19.8	19.7	17.4	19.3	1.9	24.7	△ 5.4
		中3	7.9	7.9	6.3	13.8	7.5	18.1	△ 4.3
	友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすること	小6	23.3	16.7	29.5	23.2	△ 6.3	30.3	△ 7.1
		中3	14.3	11.3	21.4	28.2	6.8	28.3	△ 0.1

※△は、前年・全国と比べて下回る項目

「自尊感情」については、「人の役に立つ人間になりたいと思う」の項目で小学校が前年度より増加し、全国平均と同じ程度となっています。しかし、それ以外の項目が、小・中学校とも全国平均より低い結果となっています。「学ぶ意欲」については、「家で自分で計画を立てて勉強をしている」「学校の授業以外に、普段、1日当たり1時間以上勉強をする」「算数(数学)の勉強が好き」な児童生徒の割合が増加傾向にありますが、全国平均を下回っている項目もあります。「規範意識」については、「学校のきまりを守っている」の項目が、小・中学校で前年度を上回っています。

「生活習慣」については、「朝食を食べていますか」の項目が、前年度よりも小・中学校とも「毎日食べている」「どちらかと言えば食べている」割合が高くなり、中学校では、全国平均を上回っています。「授業」については、話し合う活動を通して自分の考えを深めたり広げたりすることや表現活動に関する項目が前年度より増加しています。

(4) 不登校・いじめ問題に関して

○ 生徒指導上の諸問題に関する調査結果

不登校数		28年度	29年度	30年度	令和元年度	いじめ件数		28年度	29年度	30年度	令和元年度
小学校	不登校数(人)	7	5	10	6	小学校	件数(件)	12	7	8	7
	※うち解消(人)	0	0	2	1		学校数(校)	4	5	3	5
中学校	不登校数(人)	25	33	48	49	中学校	件数(件)	4	3	9	4
	※うち解消(人)	14	9	8	22		学校数(校)	2	2	2	2

※ 不登校数は、年間30日以上欠席した児童生徒数  
 ※ 令和元年度は、令和元年4月から令和2年1月までの実数

令和元年度の不登校に関して小学校6人、中学校49人の数値は、1,000人あたりに換算すると小学校3.2人、中学校36.2人となります。全国の不登校数(1,000人当たり小学校5.5人、中学校33.8人)と比較すると中学校で高くなっていますが、前年度よりも解消数が増えています。いじめに関して、認知件数の小学校7件、中学校4件は、1,000人あたりに換算すると、小学校4.5件、中学校5.3件となり、全国のいじめの認知件数(1,000人当たり小学校49.0件、中学校25.0件)よりも小・中学校とも低くなっています。このことは、小・中学校ともに、各学校でのいじめ問題対策委員会(毎月1回)や関係機関と連携した生徒指導の取組、中学校での教育相談部会(毎週1回)といった、学校全体や関係機関と連携した組織的な対応が機能していることとともに、児童会・生徒会合同会議を中心とした子ども達がいじめの未然防止に係る取組を自主的に展開してきたことが成果として表れていると考えます。

(5) 体験活動に関して

○ 通学合宿の実施状況

学校や地域において、異学年合同の小学生集団宿泊活動や通学合宿を通じて、児童の自立心や協調性、社会性をはぐくむ体験活動を推進します。

令和元年度に通学合宿を実施したのは大石小学校区東高見、吉井、千年、山春、福富、江南の6団体です。

- ・東高見通学合宿(9回目)………3～6年生13名参加 4泊5日
- ・吉井小校区通学合宿(9回目)…4～6年生20名参加 3泊4日
- ・千年小校区通学合宿(6回目)…4～6年生25名参加 3泊4日
- ・山春小校区通学合宿(5回目)…4～6年生21名参加 3泊4日
- ・福富小校区通学合宿(3回目)…4～6年生26名参加 3泊4日
- ・江南小校区通学合宿(1回目)…4～6年生13名参加 3泊4日

それぞれの地区において、独自に工夫した内容で実施しており、登山や職業体験、自炊等、日頃できない体験の内容など、充実した通学合宿が実施されています。

これら6団体の成果を他校区に発信しながら、地域と一体となった取組を継続して実施できるよう支援をする必要があります。現状として、実施に当たって若手のボランティアスタッフの確保が難しく、若者の人材確保が課題です。

(6) 体力・運動能力

○ 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果 ～平成30年度と令和元年度との比較～

元年度		握力(kg)		上体起こし(回)		長座体前屈(cm)		反復横跳び(点)		20mシャトルラン(回)		50m走(秒)		立ち幅跳び(cm)		ソフトボール投げ(m)	
		男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
小5	うきは市	17.6	17.1	21.2	20.1	34.2	39.1	44.4	43.6	64.6	52.9	9.1	9.6	153.1	148.9	24.6	15.1
	県	16.6	16.5	20.3	19.4	33.7	38.0	42.2	40.7	52.2	42.1	9.4	9.7	150.5	144.4	22.8	13.9
	全国	16.4	16.1	19.8	19.0	33.2	37.6	41.7	40.1	50.3	40.8	9.4	9.6	151.5	145.7	21.6	13.6
中2	うきは市	29.3	23.9	27.1	21.8	39.0	41.5	54.1	47.5	90.1	60.1	7.9	8.6	196.9	170.7	20.1	12.2
	県	29.4	24.1	27.3	23.0	44.0	45.8	53.0	47.5	86.4	58.7	8.0	8.8	197.8	170.3	20.8	12.8
	全国	28.7	23.8	27.0	23.7	43.5	46.3	51.9	47.3	83.5	58.3	8.0	8.8	195.0	169.9	20.4	13.0

30年度		握力(kg)		上体起こし(回)		長座体前屈(cm)		反復横跳び(点)		20mシャトルラン(回)		50m走(秒)		立ち幅跳び(cm)		ソフトボール投げ(m)	
		男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
小5	うきは市	18.0	17.3	21.5	21.5	34.6	38.1	44.2	43.6	62.6	54.2	9.3	9.3	153.7	152.3	24.9	16.2
	県	16.8	16.4	20.6	16.5	34.0	38.0	43.0	40.9	55.0	43.6	9.3	9.6	151.9	145.1	23.5	14.2
	全国	16.5	16.2	20.0	19.0	33.3	37.6	42.1	40.3	52.2	41.9	9.4	9.6	152.2	145.9	22.2	13.8
中2	うきは市	29.5	24.4	27.0	33.7	38.9	40.6	51.6	47.4	88.9	63.9	8.1	8.8	202.3	178.4	20.2	12.9
	県	29.4	24.2	27.7	23.6	43.7	46.0	53.2	48.0	88.7	60.7	8.0	8.8	202.3	178.4	20.2	12.9
	全国	28.8	23.9	27.4	23.9	43.4	46.2	52.2	47.4	86.1	59.9	8.0	8.8	195.6	170.3	20.6	13.0

※網かけ・太字は、全国平均を上回る項目

体力・運動能力、運動習慣等調査結果によると、小学校においては、男女共に50m走の種目を除いて全国平均を上回っており、良好な状況です。中学校においては、男子が6種目、女子が5種目で全国平均を上回っており、昨年度よりも伸びがみられます。体力向上プランに「1校1取組」を位置付け、授業や学校行事で定期的に運動を行ったことで体力づくりへの意識が進んでいます。小学校では、全児童を対象に、水泳や持久走、縄跳びなどで年間を通じた体力づくりを行っている成果が表れています。また、中学校では、引き続き、柔軟性に関する運動を工夫したり、運動する生徒としない生徒の二極化を解消するための手立てを講じることが重要だと考えます。

## (7) 特別支援教育に関して

### ○ 特別支援学校・特別支援学級在籍の児童生徒数

特別支援学級の在籍児童生徒数は、増加傾向にあり、特別支援教育に対する保護者や地域の理解が進んできていることがうかがえます。

関係機関と連携した特別支援に関する指導力の向上、学校全体としての取組の充実が課題です。

また、個別の教育支援計画、指導計画を次の学年に確実に引き継いでいくことも重要です。

県立特別支援学校在籍児童生徒数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
平成30年度	0	0	3	1	3	1	1	2	2	13
令和元年度	1	0	0	1	3	1	3	0	0	9

特別支援学級在籍児童生徒数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
平成30年度	17	9	14	15	16	12	13	5	4	105
令和元年度	16	10	15	9	17	12	15	6	5	105

うきは通級指導教室在籍児童生徒数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
平成30年度	0	1	1	6	1	2	11
令和元年度	4	0	0	0	6	1	11

## 2 家庭・地域社会の現状と課題

### (1) 家庭・地域の教育力に関して

#### ○ 社会教育の状況（令和元年度）

#### ☆うきは市民大学子ども未来学部（平成25年度開講）

うきは市内の青少年を、郷土を愛し心豊かでたくましく生きる力をもった子どもに育てるために、市内外の自然や歴史、文化に触れ、様々な体験活動に意欲的に取り組んだり、規範に基づいて集団行動をとったりすることで思いやりの心や自立心、規範意識を育み、体力・精神力を鍛え、また、生命の尊さや集団生活の楽しさ、社会性を学ぶことで郷土を誇りに思うジュニアリーダーへと成長させることを目的として実施しています。

#### ・体験学習（基本的に3事業セットで参加募集）

##### ① 鷹取登山体験 6/1～2 [参加者：小学4～6年生 47名]

郷土の歴史・観光等について学習したあと、食事の準備などを子ども達自身で行い、生涯学習センターに宿泊しました。翌日、登山体験を行うこととしていましたが、悪天候により内容を変更し、北筑後教育事務所社会教育主事によるレクリエーションを行いました。

##### ② 壱岐島夏休み感動体験

壱岐島で地元の人々とふれあい、うきは市では体験することができない様々な自然体験活動を行うこととしていましたが、台風接近により中止しました。

##### ③ うきは市子ども議会

子どもの視点・発想から、「うきはアクティブプラン」～子ども議員からのアイデア～をテーマに、壱岐島夏休み感動体験を通じて子ども達が感じたうきは市のまちづくりや

生活について市長等へ質問提言を行うこととしていましたが、老岐島夏休み感動体験が台風接近により中止となったため、中止しました。

・うきは市寺子屋（土曜日午前中、年25回開催）〔参加者：小学1～6年生103名〕

補充学習による基礎・基本的学習内容の定着と家庭における学習習慣の定着、及び「漢字検定・算数検定」にチャレンジすることなど、目標に向けて取り組ませることで、自主的に学習できる力を伸張させることを目的として実施しています。

☆うきは市子育てと教育を進める集い8/17〔参加者：小・中学校保護者、一般 450名〕

講演等を通して、保護者や地域住民が子育てに主体的に参加できるよう開催しています。また、各自治協議会での開催を支援しています。

☆家庭教育学級〔市内小学校8校、中学校2校に委託〕

小・中学生の保護者が、講演、親子体験教室、教育視察等の企画・実践を通して、保護者の役割を自覚するとともに、家庭教育の機能を高めることができるよう取り組んでいます。

子どもたちの健全育成には、自発的・能動的な体験が大切です。特に、人との交流体験や自然の中での体験は、自尊感情、規範意識、体力等を高めていくことにつながります。また、家庭には、子育てに大切な基本的な生活を習慣化する役割があり、地域には、積極的な学校支援により、子どもの郷土に対する愛着や誇りをはぐくむことが求められています。

このように、学校と家庭、地域が役割を明確にしつつ、地域全体で子育てを担うという意識を高め、具体的取組を学ぶ機会は貴重です。

○ 子ども会活動の支援

平成26年度発足の「自治協議会」の青少年育成部門担当者が各行政区内子ども会担当者と連携し、子ども会運営の保護者役員の在り方やジュニアリーダー及び指導者の育成をテーマに福岡県教育庁北筑後教育事務所等の協力のもと「子ども会指導者講習会」を開催しています。

今後は、令和元年度に行った子ども会の実態調査結果を踏まえ、ニーズに沿った支援を行っていく必要があります。

(2) 生涯学習活動に関して

○ 社会教育施設状況

旧2町合併の関係で、多くの社会教育施設がありますが、老朽化等によりその管理運営業務が増加傾向にあります。

そのような中、生涯学習センター及びムラおこしセンター等との複合施設である「るり色ふるさと館」が令和元年7月にオープンし、「人生100年時代」を見据えた新たな現役社会づくりやまちづくりの拠点としての活用が始まりました。

今後も、「うきは市公共施設等総合管理計画」に基づく取組とともに、市民の様々な学習や活動のニーズに応えるためには、社会教育施設の充実したサービス提供が大切です。また、施設の利用促進を図る取組の必要があります。

施設	区分	利用状況		使用料(円)
		件	人	
生涯学習センター	ホール	549	8,815	647,645
	第1研修室	393	3,787	
	第2研修室	327	3,299	
	第3研修室	184	776	
	和室	537	3,689	
	第1会議室	455	9,005	
	第2会議室	410	2,480	
	料理実習室	133	249	
	合計	2,988	32,100	
白壁ホール	ホール	250	25,124	1,745,350
	練習室1	223	1,411	
	練習室2	274	1,557	
	練習室3	67	305	
	楽屋洋室	75	412	
	楽屋和室	69	372	
	合計	958	29,181	
かわせみホール	市民ホール	176	14,189	975,335
	コミュニティールーム	314	14,335	
	第2研修室	251	8,546	
	第3研修室	393	7,414	
	第4研修室	305	7,133	
	合計	1,439	51,617	

○ 主な学級・講座等の開設状況

平成30年度 うきは市民大学主催講座開設状況							
学部名	教室名	受講者数	実施回数	学部名	教室名	受講者数	実施回数
一般教養学部	英会話(初級・中級)	28	各26	男女共同参画学部	食品の表示について学ぶの講座	16	2
	韓国語(初級・中級)	24	各33		「好きなこと」を仕事にしよう講座	20	4
	パソコン教室	75	53		デスクワーカーのための基礎！ワード講座	19	3
男女共同参画学部	お母さんのためのリフレッシュ講座・第1期	26	4		デスクワーカーのための基礎！パワーポイント&テンプレートを活用するの講座	20	2
	お母さんのためのリフレッシュ講座・第2期	33	4		初心者のためのホームページ制作講座	46	5
	お母さんのためのリフレッシュ講座・第3期	37	4		商品の魅力発信！屋外・屋内の写真撮影講座	17	2
	お母さんのためのリフレッシュ講座・第4期	28	4		～ゆるやか健康づくり～健康美容体操入門講座	15	2
	家で出来る！魚をさばってみよう講座	24	2		～香りを活用～アロマセラピー講座	26	2
	家で出来る！イタリアン講座	10	1		親子で木工体験！夏休み・1DAY講座	19	1
	キッズも挑戦！親子手作りハンバーガー講座	21	1		大人の人生設計・お金の備え方講座	16	1
	～生前整理と遺品整理～これからの暮らしやすさを考える整理収納講座	18	1	ボランティア育成	48	4	
	魅力UP！資格で見るコーディネート講座	15	1	古文書講座	16	22	
	目指せ魅力アップ！メイクアップ講座	9	1	市民ミュージカルワークショップ	10	20	
	ミニ求職会！ハイヤーに磨かれよう講座	7	2	子ども未来学部	うきは市寺子屋	123	25
	足元の宝！野草の活用講座	28	2		米粉パンづくり	71	2
	食品の加工を学ぶの！前期講座	17	2		親子陶芸教室	127	4
		食品の加工を学ぶの！後期講座	24	2	体験学習	60	3

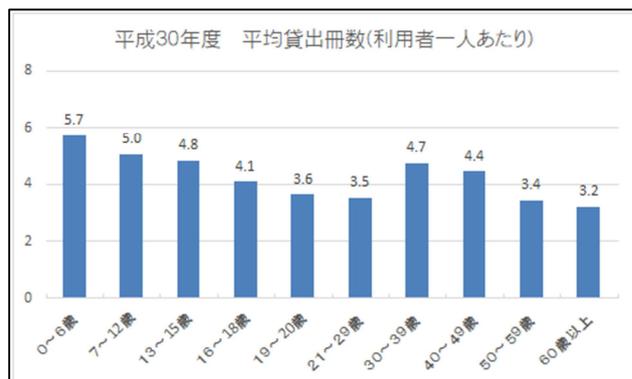
○ 市立図書館の市内在住者の活用状況

市立図書館における平成30年度までの18歳以下の登録者は、3,264人で登録者全体の23.9%となり、18歳以下の年間の貸出冊数は33,214冊で貸出冊数全体の24.1%となっています。

登録率は、未就学児が14.9%、小学生が89.9%、中学生が99.1%です。また、平成30年度における18歳以下の登録者の一人当たりの平均貸出冊数は9.6冊、小学生は14.8冊、中学生は5.9冊でした。

市立図書館では、児童生徒をはじめ、市民の多様なニーズに応えるために、図書資料の充実を図るとともに、おはなし会等を定期的実施し、読書の楽しさを味わうことのできる事業の充実も行っています。また、団体貸出として、保育所等に5,311冊、小・中学校に1,874冊、学童保育所に3,020冊、その他も含めて19,386冊を配送しました。

図書館3階施設を利用して、児童や保護者対象の「ものづくり教室」、子どもと大人向けの「映画上映」、朗読と音楽の「イベント」等を実施しています。また、平成29年度末から、3階「ぬくもり広場」に木育をねらいとした木製の遊具を充実し未就学児を持つ親子に好評を得ています。その影響のため、3階利用者数は増加しています。



図書館等利用者数(平成30年度)

1 F

名称	図書館
利用者数(人)	94,994

3 F

名称	小ホール	大会議室	小会議室	オープンギャラリー	閲覧室
利用者数(人)	5,324	5,327	2,583	1,531	5,216
名称	ぬくもり広場	子育てサークル	創作室	ボランティア室	グループ学習室
利用者数(人)	8,673	57	2,339	431	536

(3) 文化・芸術活動と文化財に関して

○ 文化事業の状況

市民が優れた芸術文化に触れられるよう、文化事業実行委員会の企画する会館自主事業、文化協会活動に関して積極的に支援していきます。

うきは市文化事業実施状況(平成30年度)			
公演名	実施日	会場	入場者数
KAWAMURA BAND コンサート	6月3日(日)	白壁ホール	218人
小学校文化鑑賞会 「コメディ・クラウン・サーカス」	6月20日(水)	白壁ホール	813人
うきは演劇フェスティバル (高校演劇うきは発表会)	7/14(土)～ 7/15(日)	かわせみホール	入場無料のため集計なし
清塚信也×高井羅人 ピアノデュエットコンサート	11月23日(金)	白壁ホール	547人
うきは演劇フェスティバル (高校演劇うきは発表会)	3/9(土)～ 3/10(日)	かわせみホール	入場無料のため集計なし
うきは演劇フェスティバル (追加公演)	3月23日(土)	うきは市民センター3F	入場無料のため集計なし

○ 文化協会加盟団体会員数

文化協会加盟団体は、活発に活動しているものの、数年来、会員の高齢化対応と活動の成果発表の充実が課題です。文化活動の充実を図る一方、ホールの機能充実に併せ、成果発表の充実への支援を行い、市民の文化活動に対する関心を喚起する必要があります。

文化協会加盟団体(R1. 4. 1) ※(人)

部門名	会員数	部門名	会員数
文芸	41	洋楽	77
美術	68	日舞	105
華道	30	洋舞	38
書道	62	社交ダンス	18
写真	18	民謡	10
手芸	30	吟詠	37
茶道	24	演劇	10
謡曲	31	合計	657
邦楽	58		

○ 文化財施設の公開状況

文化財施設見学者（平成30年度）

名称	吉井歴史民俗資料館	金子文夫資料展示館	浮羽歴史民俗資料館	鏡田屋敷	居蔵の館	合計
見学者数（人）	1,223	2,564	4,956	8,534	17,060	34,337

古墳等見学者（平成30年度）

名称	浮羽町 (楠名・重定・塚花塚古墳)	吉井町 (日岡・月岡・珍敷塚古墳)	大石堰見学	合計
見学者数（人）	461	571	5,590	6,622

資料館ごとの見学者数には、大きな差が見られます。浮羽歴史民俗資料館と大石堰見学は県内の小学生の社会科見学の目的地になっていることで、毎年一定の見学者があります。

今後も資料の整理に努め、資料館の充実を図らなければなりません。

(4) スポーツの振興に関して

○ うきは体育協会加盟団体と部員数

現在21の団体が体協に加盟し活動を行っています。競技によっては、運動の特性上、競技者の年齢構成に偏りがありますが、全体的に、競技者の高齢化が進んでいるのが課題です。

今後、さらに競技人口のすそ野を広げ、多くの市民がスポーツに興味・関心をもち、自分のペースで生涯にわたって楽しむことができるスポーツ環境の在り方を検討する必要があります。

うきは体育協会加盟団体部員数(令和元年4月1日現在) ※(人)

部名	男子部員	女子部員	合計	部名	男子部員	女子部員	合計
水泳	33	26	59	野球	349	5	354
陸上	45	56	101	サッカー	210	29	239
バスケットボール	15	31	46	銃剣道	18	1	19
バレーボール	27	72	99	少林寺拳法	28	7	35
ソフトテニス	67	31	98	グラウンドゴルフ	266	281	547
卓球	14	16	30	硬式テニス	11	12	23
バドミントン	21	8	29	ラグビー	113	9	122
柔道	93	14	107	空手	43	24	67
剣道	74	17	91	登山	6	8	14
相撲	12	2	14	ターゲットバードゴルフ	10	5	15
ソフトボール	174	15	189				

### 3 教育行政（学校・教育委員会）の現状と課題

#### (1) 開かれた教育行政の推進に関して

うきは市の次代を担う人づくりのためには、学校・家庭・各種団体・地域社会・行政それぞれが教育に果たす役割や責任を自覚し、相互に連携・協力・支援を行いながら、市民みんなで取りくむことが求められています。

行政も、市民の意見や要望等をしっかりと受け止め、それを施策に反映させるとともに、様々な情報を広く提供するなど、開かれた教育行政を進めていくことが必要です。

さらに、複雑化する教育問題等に対し、迅速かつ的確に対応するために、県教育委員会との連携や総合教育会議の有効活用を図るとともに、市教育委員会内の役割分担と責務の明確化、必要な情報や意識の共有を図り、連携・協力体制を充実することが必要です。

#### ○ 教育委員会の実施に関して

原則、定例会は毎月1回、臨時会は必要に応じて開催し、教育行政についての重要事項を適時適切に審議しています。主な内容は次のとおりです。

- ・うきは市教育振興基本計画の策定
- ・教育施策の評価
- ・条例改正案、教育委員会規則等の制定・改廃
- ・審議会委員等の任命
- ・委嘱・県費負担教職員の服務、人事に関する件

#### ○ 学校訪問に関して

福岡県教育庁北筑後教育事務所とも連携を図り、全小・中学校を学校訪問し、教育活動、施設設備、教職員の配置・指導力等が適切であるように、学校側との意見交換や指導助言を実施しています。

#### (2) 信頼される学校づくりに関して

学校においても、児童生徒の状況に即応できる学校運営や市民に信頼される学校づくりが求められています。ますます、専門・複雑化する教育問題等に適切に対応するために、自治協議会との連携を図るとともに、学校の組織運営体制の充実と保護者や地域住民との協働による学校づくりに向けて、学校の自己評価や学校関係者による評価の実施とその結果のいねいな公表・説明等が求められています。

#### (3) 教職員の指導力の向上に関して

多様化する教育ニーズや課題に対応し、保護者や地域から信頼される学校づくりのためには、児童生徒の教育に直接携わる教職員の資質向上や指導力の向上、適切な人材の確保を図ることが必要になっています。

教師の力量は、教育内容に関する専門的な知識、教育的識見、指導方法・技術、それに教師の人格や生き方等が総合されたものです。県教育委員会や市教育委員会が行う研修や校内での研修等を通して、自ら教育における専門職としての力量を高めることが、保護者の負託に応える教育活動を行うことにつながっていくと考えます。

特に、うきは市教育センターにおける研修事業を職務内容や経験年数に応じたものに見直し、令和元年度は以下のように実施しました。

I 調査研究		
○ 課題研究	・外国語科（小学校）	・特別の教科道徳（中学校）
○ 自由研究	・各教科等の指導の研究	
II 研修		
○ 経験年数や習熟度に応じた研修（小・中学校：ICTの活用）		

- ・研修A          ・研修B          ・研修C          ・研修D
- 職務に応じた研修
  - ・定例校長会          ・教頭研修会          ・教務主任研修会          ・校内研究担当者研修会
- 小・中学校授業改善研修（自主研修）
  - ・授業参観、授業公開を通しての授業改善
- 全教職員研修
  - 新学習指導要領全面実施に向けた研修
  - ・特別活動          ・ICT活用

### III 主要課題

- 学力向上の推進 ～学力向上推進強化市町村指定～
  - ・うきは市学力向上検証委員会
- いじめ・不登校等の問題を抱える子どもへの対応（教育相談事業）
- 複式教育の推進
- 特別支援教育の推進
- 食育の推進
- 情報教育の推進（ICTを活用した授業づくりの構想）

### IV 研究活動の支援

- うきは市小・中学校教育研究会指定・委嘱校への支援
- 学校運営講座等の自主研修への支援

#### (4) 安全・安心な学校づくりに関して

東日本大震災以降、全国各地で記録的豪雨が発生する等、今までの想定を超える自然災害も発生しています。特に、平成24年7月の九州北部豪雨は、熊本・大分・福岡・佐賀県域を中心に、甚大な河川災害を九州北部にもたらし、本市も多大な被害を受けました。

今後、熊本・大分地震をはじめ、平成29年7月の朝倉市、東峰村等の豪雨災害のような大規模災害時にも対応できるように、自分自身の命や身の安全を守る（自助）とともに、隣近所で協力して救出活動を行ったり、子どもや要配慮者の避難誘導を行ったりするなど、地域コミュニティでの相互の助け合い（共助）等、防災教育の重要性が高まっています。

また、学校内での怪我や登下校時等に児童生徒が不審者に声をかけられる事案、通学路での事故等の発生があり、学校内外の安全確保が求められています。

さらに、全国的には食の安全を脅かす事件も発生するなど、安全で安心できる学校給食の提供も求められています。

#### (5) 教育環境の整備に関して

時代のニーズに対応した質の高い教育を受けることができる教育環境の整備のため、県教育委員会や県教育センターをはじめ、地域社会の各種団体や関係機関と連携した教育の推進や学校図書館の充実、児童生徒の実態に応じたプリント教材や興味・関心を高めるデジタル教材、IT機器の一層の活用を促進し、ICT教育のさらなる充実を図る必要があります。

## 第3章 うきは市が目指すこれからの教育

### 1 基本理念「うきは市が目指す教育の姿【市民像】」

本市教育の推進に当たっては、学校教育や生涯学習、人権・同和教育、男女共同参画教育を通して、どのような人間像をめざすのかを明らかにすることが求められています。

具体的には、次のような市民像を目指していくことが大切であると考えます。

- 社会の発展に寄与しうる英知と豊かな創造性や個性に富む市民の育成
- 真理と正義を愛し、基本的人権と社会の連帯性を重んじる市民の育成
- 健康な心と体をはぐくみ、社会環境に自ら主体的に対応できる強い意志と意欲に満ちた実践力ある市民の育成
- 郷土に古くから伝わる固有の文化や伝統を守り、ふるさとを愛する市民の育成
- 諸外国の文化と伝統を尊重し、人類の平和と繁栄に貢献しうる国際性豊かな市民の育成

### 2 基本目標

めざす市民像を実現するために、次の三つの基本目標を定めます。

**志をもって、自ら学び、ともに心豊かにたくましく生きる子どもを育成します。**

学校教育においては、豊かな人間性をはぐくみ、一人一人の可能性を信じ、個性を伸ばすとともに、これからの社会を生きていくために必要な資質や能力を高めることが求められています。

そのために、子どもの人権を尊重し、一人一人を大切にするとともに、基礎学力の習得、他人を思いやる心、広い視野と柔軟な思考力、主体的に考え行動できる能力など、子どもたちのたくましく生きる力を培いながら、家庭や地域との連携を図り、よりよい教育環境の創造に努めます。

**市民が生涯にわたり学び続け、いきいきと暮らす生涯学習社会を創造します。**

生きがいをもち、個性豊かに健康な生活を送るため、市民の学習に対するニーズ、スポーツに対する意欲は大きいものがあります。

「人生100年時代」を見据え、市民誰もが、生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽に学び、スポーツに親しむことができる環境づくりを進めるとともに、市民の自主的な活動への支援を行うなど、いきいきとした生涯学習社会の創造に努めます。

家族や郷土を愛し、ともに心豊かに暮らす地域社会の形成に向けて、家庭や地域の教育力を高めます。

人の成長過程の中で、家庭や地域における教育の役割は重要です。家族の愛情に包まれて育ち、地域で多くの人とのかかわりや活動を経験することで、家族や友人、周りの人への愛情や感謝の気持ち、郷土への理解や愛着がはぐくまれ、健やかで豊かな人間性を身に付けていきます。

そのため、コミュニティづくりを推進する市民活動を支援するなど、人材を育成し、家庭や地域の教育力の向上に向けた取組を進めます。

### 3 柱（基本方針）

基本目標を達成するためには、学校教育、生涯学習、人権・同和教育、男女共同参画教育の充実を図ることが求められます。

そのための柱（基本方針）は、次のとおりです。

- I 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成
- II 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力の育成
- III 生涯学び、活躍できる環境の整備
- IV 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティーネットの構築
- V 教育政策推進のための基盤の整備

## 第4章 3か年で重点的に取り組む施策について

### 1 施策の体系

柱	項目	施策	担当
I 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成	1 確かな学力の育成	《施策1》新学習指導要領の着実な実施 《施策2》全国学力学習状況調査の実施・分析・活用 《施策3》就学前から中等教育までの連携の推進 《施策4》子どもたちの自己肯定感・自己有用感の育成	学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課
	2 豊かな心の育成	《施策5》道徳教育の推進 《施策6》いじめ等への対応の徹底 《施策7》人権・同和教育の推進	学校教育課 学校教育課 学校教育課 人権対策室 生涯学習課
	3 健やかな体の育成	《施策8》伝統や文化等に関する教育の推進 《施策9》体験活動や読書活動の充実 《施策10》青少年の健全育成 《施策11》男女共同参画の推進 《施策12》学校保健・学校給食、食育の推進 《施策13》子どもの基本的な生活習慣の確立に向けた支援	学校教育課 学校教育課 学校教育課 男女共同参画室 学校教育課 学校教育課
	4 社会的・職業的自律に向けた能力・態度の育成	《施策14》学校や地域における子どものスポーツの機会の充実 《施策15》各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進	生涯学習課 学校教育課 学校教育課
	5 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進	《施策16》家庭の教育力の向上  《施策17》地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 《施策18》諸教育の推進	学校教育課  生涯学習課 学校教育課 学校教育課
II 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力の育成	1 グローバルに活躍する人材の育成	《施策19》英語をはじめとする外国語教育の強化	学校教育課
III 生涯学び、活躍できる環境の整備	1 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	《施策20》高齢者等の生涯学習の推進 《施策21》若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進 《施策22》生涯を通じた文化芸術活動の推進	生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課 学校教育課
	2 社会の持続的な発展のための学びの推進	《施策23》施設の複合化等、持続可能な社会教育施設の運営 《施策24》障がい者の文化芸術活動の振興方策の検討	生涯学習課 生涯学習課
IV 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティーネットの構築	1 多様なニーズに対応した教育機会の提供	《施策25》特別支援教育の推進 《施策26》不登校児童生徒の教育機会の確保	学校教育課 学校教育課
V 教育政策推進のための基盤の整備	1 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	《施策27》教職員指導体制・指導環境の整備	学校教育課
	2 ICT利活用のための基盤整備	《施策28》情報活用能力の育成 《施策29》各教科等の指導におけるICT活用の促進 《施策30》校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上 《施策31》学校のICT環境整備の促進	学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課

## 2 主要施策と主な取組・事業

### 柱Ⅰ：夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成

#### 1 確かな学力の育成

##### 【振興基本計画の内容】

###### <現状・課題>

- ◇ 新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた新学習指導要領の趣旨が各学校現場で理解され、実現されるよう、全教職員研修会等で効果的な指導の実践事例に係る研修や情報提供等を行い、周知・徹底を図っています。
- ◇ 小学校6年生、中学校3年生を対象に令和元年4月に実施（文部科学省）された令和元年度全国学力・学習状況調査（以下、全国学力・学習状況調査）において、小学校では、国語科において全国平均を上回ることができました。中学校では、国語科、数学科において昨年度の結果を上回っています。
- ◇ 平成29年度から3ヶ年「ふくおか学力アップ推進事業」の強化市町村としての指定を受け、非常勤講師の加配を受けるとともに、浮羽中学校・吉井中学校を強化推進校に指定し、小中連携を図りながら市全体で学力向上策に取り組んできました。
- ◇ 各学校において、その実態を踏まえつつ就学前から高等教育までの各段階間の移行を円滑にするような学校間連携が推進されるように参考となるカリキュラム編成や指導体制の在り方等に関する情報発信に取り組んでいます。
- ◇ 幼児期における教育（就学前教育）はその後の成長に大きく影響を与えることから、子どもたちの育ちを一貫して見守り、支えていくために、就学前教育と学校教育との連携が重要です。
- ◇ 1校の小規模校には、令和元年度は20名が在籍し、一人一人の児童の実態に応じたきめ細かな教育が実践されました。しかしながら、学校再編により山間部の小規模校がなくなることから、これまでの複式教育における指導方法等の成果を少人数指導や特別支援教育へ生かしていくことが考えられます。

###### <施策の方向>

- うきは市教育委員会主催の全教職員研修会等で効果的な指導の実践事例に係る情報提供や研修等を行います。
- 全国学力・学習状況調査及び福岡県学力実態調査、福岡県のチャレンジテスト、市標準学力調査等の分析により課題を明確にし、各小・中学校の主幹教諭等による市の学力向上検証委員会を中心に、各学校の学力向上策の実践を支援します。
- 幼稚園、保育所（園）と小学校、中学校との連携強化により、幼児教育と学校教育の連続性を確保し就学前教育の機能充実を図るため、望ましい連携の在り方について研究を行い、その成果について情報提供を行います。
- 確かな学力の定着を図るため、指導体制・指導方法の改善を進め、少人数指導や習熟度別指導の推進を一層図るとともに、ICTを効果的に活用した分かりやすい授業を推進します。
- 児童生徒数の減少を踏まえた学校活性化を図るとともに、文部科学省による「公立小学校、中学校の適正規模適正配置等に関する手引」、うきは市公共施設等総合管理計画等に基づき、保護者や地域の理解促進に努め、学校再編を進めます。

【令和2年度 主要施策と主な取組・事業】

主 要 施 策	施策の概要と主な取組・事業
<p>1 新学習指導要領の着実な実施 《施策1》</p>	<p>主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組むとともに、個に応じた指導のための指導方法及び指導体制の工夫・改善や個性や能力を引き出す教育活動を推進します。</p> <p>◇小・中学校連携による一貫性のある教育（小中合同授業研修会、学習規律徹底等）の実施</p> <p>◇県教育委員会、県教育センター、教育事務所発行の手引き等の活用支援</p> <p>◇タブレット等を活用したICT教育を推進します。 （千年小学校：県情報活用能力推進事業） （山春小学校：うきは市研究委嘱指定）</p> <p>◇デジタル教材及びプリント教材ソフト等の活用推進（繰り返し活用）</p> <p>◇児童生徒一人一人が自分の伸びを実感する検定等の実施</p>
<p>2 全国学力学習状況調査等の実施・分析・活用 《施策2》</p>	<p>小・中学校の学力実態・学習状況を調査するとともに、各学校の学力向上プランに沿った支援をします。</p> <p>◇授業改善に向け、児童生徒による授業評価の実施</p> <p>◇小学校の指導充実のために「少人数指導特別教員」や「学校支援員」の配置</p> <p>◇各学校の主幹教諭等を中心とした学力向上検証委員会による推進</p>
<p>3 就学前から中等教育までの連携の推進 《施策3》</p>	<p>幼児教育と小学校教育の連続性を確保し、円滑な接続を図るために望ましい連携の在り方を研究し、その成果を情報提供します。</p> <p>◇地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所・小学校の連携強化</p> <p>◇幼児教育の無償化</p> <p>◇特別支援教育への理解を図るためのリーフレット配布</p>

【主要指標】

	指 標	現状（令和元年度）	目標（令和3年度）
1	全国学力・学習状況調査において全国平均値との差が－1ポイント以上の教科区分数	小学校1教科 中学校0教科	小学校2教科 中学校3教科
2	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「自分の考えがうまく伝わるよう資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表している」児童生徒の割合	小学校：19.3% 中学校：13.8%	小学校50% 中学校30%
3	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる」児童生徒の割合	小学校：23.2% 中学校：28.2%	小学校：50% 中学校：50%
4	小学校と保育所（園）・幼稚園と連携した教育活動を実施した学校の割合	50%	60%

## 柱Ⅰ：夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成

### 2 豊かな心の育成

#### 【振興基本計画の内容】

##### <現状・課題>

- ◇ 全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の「自尊感情」に関連する項目で「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合は、小学校で65.7%（全国平均比：-0.2%）、中学校で35.9%（全国平均比：-9.0%）となっています。「自分にはよいところがある」の項目については、小学校では、33.5%（全国平均比：-3.3%）、中学校では、24.1%（全国平均比：-4.9%）となっています。また、「人の役に立つ人間になりたい」の項目については、小学校では、71.7%（全国平均比：-3.0%）、中学校では、69.2%（全国平均比：-1.9%）となっており、児童生徒の自尊感情を高める取組が重要です。
- ◇ 同調査において、小・中学校ともに「学校のきまりを守っている」「どちらかと言えば守っている」と答えた児童生徒の割合は、小学校で87.1%（全国平均比：-5.2%）、中学校で97.0%（全国平均比：+0.8%）であり、小学校で、全国に比べ低い傾向が見られます。社会性や規範意識、善悪を判断する力、思いやり等を育むためには、小学校で平成30年度（中学校で令和元年度）から教科化された「特別の教科道徳」を道德教育の要として、学校の教育活動全体を通じて行うことが重要です。
- ◇ 同調査において、「いじめはどんな理由があってもいけないと思う」と答えた児童生徒の割合は、小学校で82.0%（全国平均比：-3.0%）、中学校で82.6%（全国平均比：+4.3%）となっており、改善傾向にあるものの、依然、善悪の判断ができていない子ども、善悪の判断ができていても実際の行動に結びついていない子ども、自分の言動が他者に与える影響を考えず責任ある行動をとろうとしない子どもがいると考えられ、子どもの規範意識の低下が課題となっています。また、新しいメディア（スマートフォンやタブレット等）の適切な活用方法についての認識が低いことや、インターネットによる誹謗中傷や有害情報への対応が不十分であることなどに起因する問題も多くなっています。
- ◇ 本市が2014（平成26）年に実施した「うきは市人権・同和問題市民意識調査」によると、人権に対する認識は高まっていますが、依然として、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者などに対する偏見や差別が、学校、家庭、地域など様々な場面において存在しています。
- ◇ 子どもの生活において、異年齢の仲間や地域の大人との交流、生活体験・社会体験・自然体験などの減少が指摘されています。通学合宿等の集団生活体験や社会、自然環境の中での経験を通して、子どもの協働意識や規範意識目的意識とともに、豊かな人間性や社会性などをはぐくむ必要があります。
- ◇ 我が国の歴史や伝統、文化を継承・発展させるための教育を推進することが求められています。
- ◇ 読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことはできないものです。このため、より一層、読書活動を推進する必要があります。
- ◇ 近年の少年非行の背景には、少年自身の規範意識の低下、コミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下等が考えられます。非行問題の解決には、関係機関・団体等との連携を図る必要があります。
- ◇ 青少年や保護者のインターネットに関する危険性や適切な利用についての認識が不足しており、犯罪の被害に遭う危険性が高くなっています。
- ◇ 本市が2014（平成26）年に実施した「男女共同参画推進に関する市民意識調査」によると、男女平等の意識は高まっていますが、依然として性別による役割分担意識等が残っています。男女が互いに性別に関係なく個性と能力を発揮し、家庭・地域・職場などあらゆる場において責任を分かち合い平等・対等な立場で参画できる社会実現が求められています。

### <施策の方向>

- 今の子どもが抱える自尊感情の高揚や規範意識の醸成など本質的な課題の克服を目指して、学校が中心となって家庭や地域の協力を得ながら、うきは市がめざす子どもの育成に努めます。
- 新学習指導要領の趣旨を共通理解し、組織的に道德教育が推進できるように研究を推進します。
- 「うきは市いじめ防止基本方針」及び各学校における「学校いじめ防止基本方針」をもとに、いじめ問題を未然に防ぐために校内指導体制を機能させ、きめ細かな指導や相談及び早期発見・早期対応ができるようにする必要があります。また、不登校対応については、不登校未然防止の日常的な取組(福岡アクション3)等を確実に実施するとともに、不登校傾向児童生徒への組織的対応、スクールカウンセラー・教育相談員の効果的活用による不登校の予防・解消に努めます。
- 児童会生徒会合同会議を開催し、児童生徒自身が、うきは市の小・中学校の課題を理解し、児童会と生徒会が連携して、主体的、実践的に、課題解決に向けて取り組むことができるようにします。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月1日施行)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」(平成28年6月3日施行)「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月16日施行)の趣旨を尊重した施策を推進するとともに、人権尊重の意識や行動が定着するよう「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「うきは市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」「第2次うきは市人権教育・啓発基本計画」及び「実施計画」に基づき、機会を捉えて人権教育、人権啓発を推進します。
- 学校や地域において、異学年合同の小学生集団宿泊活動や通学合宿などを通し、子どもたちの自律心や協調性、社会性、命を大切にすることをはぐくむ体験活動を推進します。
- うきは市の歴史や伝統、文化を受け止め、それを継承、発展させるための教育を推進するとともに、文化芸術鑑賞や体験機会の拡充を図る取組を推進します。
- 読書に親しむことを通じて豊かな感性や創造力をはぐくむため「うきは市子どもの読書活動推進計画(第2次)」に基づき、家庭や地域における子どもの読書活動や学校全体での日常的な読書活動を推進します。
- 児童生徒の非行行為の未然防止や健全育成に繋げるため、魅力ある授業づくりにより児童生徒と教師との信頼関係を構築するとともに、非行防止学習や学校行事等を通じて自尊感情や規範意識の育成に取り組めます。
- PTA等と連携し、「スマホに係る家庭教育宣言」の全小・中学校での取組の充実を図るとともに、さらなる啓発活動を推進します。
- 児童生徒が情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化等の状況を踏まえ、学校における指導や「早寝、早起き、朝ごはん」の取組を継続的に推進するとともに、情報モラル教育の一環として、学校・家庭・地域の連携による、児童生徒自身が主体的に情報機器を適切に利用できるような取組を推進します。
- 男女共同参画意識の啓発活動を進め、地域ぐるみ・市民ぐるみで男女が共に支え合い「一人ひとりがいきいきと輝き 自分らしく暮らせるまち うきは」の社会づくりを目指します。

### 【令和2年度 主要施策と主な取組・事業】

主要施策	施策の概要と主な取組・事業
1 子どもたちの自己肯定感・自己有用感の育成 《施策4》	<p>様々な体験を通じて学びに向かう姿勢や態度を育成することができるように体験活動の充実を図るとともに、子どもたちが安全・安心に学ぶことができる居場所づくりを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇i-チェックの結果分析等を活用した学級経営の推進</li> <li>◇特別の教科道徳や特別活動等を通じた情操教育の推進</li> <li>◇困難克服体験活動等の体験活動の実施</li> </ul>

<p>2 道徳教育の推進 《施策5》</p>	<p>道徳教育推進教師を核とした推進体制を整備し、基本的な生活習慣の形成や規範意識の育成など学校の全教育活動を通じて道徳教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇道徳年間指導計画に基づいた道徳の時間の確実な実施への支援</li> <li>◇「考え・議論する」道徳の授業の推進</li> <li>◇「学校いじめ防止基本方針」における「いじめを生まない教育活動」として、命の大切さや他を思いやる心を育む道徳教育の実施</li> </ul>
<p>3 いじめ等への対応の徹底 《施策6》</p>	<p>「うきは市いじめ防止基本方針（平成30年改訂）」に基づき、「うきは市いじめ問題対策連絡協議会」「うきは市いじめ問題対策推進委員会」を踏まえた、いじめ問題への取組の一層の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇各学校の「学校いじめ防止基本方針」の作成及び取組の確実な実施のための支援</li> <li>◇「うきは市いじめ防止基本方針」に示す取組の確実な実施と評価・点検</li> <li>◇学校いじめ防止委員会でのスクールカウンセラーの活用促進</li> <li>◇うきは市児童会生徒会合同会議と連携した「いじめ未然防止」の取組を通じた、児童生徒の主体的活動の促進</li> </ul>
<p>4 人権・同和教育の推進 《施策7》</p> <p>※具体的な取組・事業等については第2次うきは市人権教育・啓発基本計画及び実施計画に明記。</p>	<p>うきは市人権・同和教育研究協議会の活動に参加します。また、第2次うきは市人権教育・啓発基本計画、実施計画に基づき取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇うきは市人権・同和教育研究協議会会員研修会及びうきは市同研各部会学習会への参加</li> <li>◇小学校3年生による社会教育集会所学習の取組</li> <li>◇市民の人権意識向上のための啓発活動や講演会、研修会等への参加</li> <li>◇市教育センター人権・同和教育研修担当指導主事による相談体制の構築</li> </ul>
<p>5 伝統や文化等に関する教育の推進 《施策8》</p>	<p>子どもに豊かな情操を育むために、うきは市の歴史や伝統、文化を受け止めそれを継承・発展させるための教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇児童生徒が芸術、地域の歴史、伝統や文化に触れる機会の提供</li> <li>◇市内に残る文化財等を活用した学習の推進</li> <li>◇企業等と連携し、うきは市の伝統的建造物群等の観光資源を生かす体験型学習の実施</li> </ul>
<p>6 体験活動や読書活動の充実 《施策9》</p>	<p>① 人との交流体験や自然体験など、自発的・能動的な体験活動を通して、小学生の日常的生活技術や自発性、協調性、自尊感情、規範意識、体力等を高めます。特に、通学合宿事業の必要性和重要性を一般市民や関係者等へ広く周知し、継続して実施できるよう推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇通学合宿の実施と支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学合宿推進事業補助金の活用</li> <li>・通学合宿の事業内容の周知</li> <li>・コミュニティセンター関係者への研修会等の情報提供</li> </ul> </li> <li>◇困難克服体験活動等の体験活動の実施</li> </ul> <p>② 「うきは市子どもの読書活動推進計画（第2次）」に基づき、家庭や地域における子どもの読書活動や学校全体での日常生活的な読書活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ものづくり教室や各種講座、司書体験や読書リーダーの育成</li> <li>◇出張お話し会や出前講座、学校図書館協議会など、幼・保・小中学校と市立図書館の連携充実</li> <li>◇「うきどく講演会」の実施、「子ども読書の日」の呼びかけ</li> </ul>

<p>7 青少年の健全育成 《施策10》</p>	<p>① 児童生徒の健全育成のために、学校と家庭が連携した規範意識育成の取組を実施するとともに、関連教科の学習を基に学校・家庭・地域社会・関係機関が連携した薬物乱用防止に取り組みます。 ◇保護者と学ぶ規範意識育成事業の確実な実施のための支援 ◇薬物乱用防止教室の確実な実施への支援</p> <p>② 児童生徒を有害情報から守るため、学習指導要領に基づいた情報モラル教育を推進するとともに、スマートフォンをはじめとした様々なインターネット機器の普及への対応も含め、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を地域、民間団体との連携により実施します。 ◇「保護者と学ぶ規範意識育成事業（講師派遣事業）」等を活用した、情報モラル教育等の推進</p>
<p>8 男女共同参画の推進 《施策11》</p> <p>※具体的な取組・事業等については第2次うきは市男女共同参画基本計画及び実施計画に明記。</p>	<p>「うきは市男女共同参画推進条例」及び「第2次うきは市男女共同参画基本計画、実施計画」に基づき、人権を尊重し、男女共同参画社会を進める意識づくりに取り組みます。 ◇男女の人権・男女共同参画に関する広報・啓発・学習の推進 ◇教育の場における男女共同参画の推進</p>

【主要指標】

	指 標	現状（令和元年度）	目標（令和3年度）
1	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「自分には良いところがあると思う」児童生徒の割合	小学校：33.5% 中学校：35.9%	小学校：50% 中学校：50%
2	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「人の役に立つ人間になりたいと思う」児童生徒の割合	小学校：71.7% 中学校：69.2%	小学校：80% 中学校：80%
3	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「学校のきまりを守っている」「どちらかと言えば守っている」児童生徒の割合	小学校：87.1% 中学校：97.0%	小学校：100% 中学校：100%
4	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「いじめはどんな理由があってもいけないと思う」児童生徒の割合	小学校：82.0% 中学校：82.6%	小学校：100% 中学校：100%
5	市内小・中学校のいじめ解消率	小・中学校 100%	小・中学校 100%
6	通学合宿の実施数	6	6
7	読書活動推進のためにボランティア養成を目的とした講座などの実施数	6回 ・ボランティア講座3回 ・読み聞かせ入門講座1回 ・絵本で伸ばす子どもの力1回 ・わらべ歌講座1回	6回

## 柱Ⅰ：夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成

### 3 健やかな体の育成

#### 【振興基本計画の内容】

##### <現状・課題>

- ◇ 生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成するために、学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育の充実を図ることが必要です。
- ◇ 全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の調査結果によると「朝食を毎日食べている」「どちらかと言えば食べている」児童生徒の割合は小学校では、92.7%（全国平均比：-2.6%）、中学校では、93.9%（全国平均比：+0.8%）となっています。学校は児童生徒に対して全教科・領域で食育を推進するとともに、保護者に対しても食生活の課題や重要性を学ぶ場を提供するなど食育に対する啓発活動が必要です。
- ◇ 同調査における「毎日同じ時間に寝ている」児童生徒の割合は、小学校では33.5%（全国平均比：-5.4%）中学校では31.3%（全国平均比-2.3%）となっており、養護教諭等を中心に睡眠に関する指導を家庭と連携しながら実施する必要があります。
- ◇ 本市の体力の現状は、令和元年度文部科学省（スポーツ庁）が小学校5年生・中学校2年生を対象に実施した令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（以下、全国体力・運動能力、運動習慣等調査）によると、小学校においては、男女共に50m走の種目を除いて全国平均を上回っており、良好な状況です。中学校においては、男子が6種目、女子が5種目で全国平均を上回っており、昨年度よりも伸びがみられます。運動する生徒としない生徒の二極化の傾向はみられるものの、体力向上プランにおいて「1校1取組」を位置づけ、保健体育の授業を中心に学校行事等で定期的に運動の機会を位置付けたことで体力づくりへの意識が高まっています。

##### <施策の方向>

- 生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育てるため、薬物乱用防止教育等について体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実するとともに、メンタルヘルスやアレルギー疾患（食物アレルギーを含む）等、多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するため、学校保健委員会の活性化や学校保健関係団体の資源や情報の活用を通じて、学校・家庭・地域の専門機関等の連携による保健管理等を推進します。
- 望ましい食習慣を身につけ、健全な食生活を実践できる児童生徒を育てるために、発達段階に応じた食に関する指導ができるようにするとともに、保護者への啓発、弁当の日の推進、地産地消による安全な給食に努め、食育を推進します。
- 子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるように、学校における指導や「早寝早起き朝ごはん」の取組を継続的に推進します。
- 学校・家庭・地域の連携による、子ども自身が主体的に情報機器を適切に利用できるような取組を促進します。
- 児童生徒が運動やスポーツに親しむとともに、自ら体力の向上を図るために、体力テスト結果を活用し、児童生徒の課題を見だし、課題に応じた体力向上プランを作成するとともに、「1校1取組」を中心とした取組のさらなる充実を図ります。

【令和2年度 主要施策と主な取組・事業】

主 要 施 策	施策の概要と主な取組・事業
1 学校保健・学校給食、食育の推進 《施策12》	①生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成します。 ◇学校保健委員会の活性化及び学校・家庭・地域の専門機関等の連携による保健管理の推進 ②児童生徒に対して、健全な食生活を実践するために食に関する知識や食を選択する力の習得を通じ、食育の推進を図ります。 ◇食に関する年間指導計画に基づいた確実な実践と評価についての指導 ◇うきは市学校給食会指定・委嘱校（浮羽中学校）への支援 ◇食育への理解を深める保護者等の試食会、研修会の実施 ◇健康で安全な給食確立のための地産地消の取組 ◇各学校で「自分で作る弁当の日」の推進
2 子どもの基本的な生活習慣の確立に向けた支援 《施策13》	子どもたちの生活リズムの向上を図るために子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動を展開します。 ◇P T A活動と連携した「早寝・早起き・朝ごはん」の取組支援 ◇養護教諭等を中心とした睡眠に関する指導の展開
3 学校や地域における子どものスポーツの機会の充実 《施策14》	体力の課題や発達段階に応じ、身体能力を高める授業づくりや体力向上に係る運動の習慣化を促します。 ◇新体力テスト結果の分析と課題に応じた体力向上プラン作成への支援 ◇体力向上プランの「1校1取組」（検定等）の確実な実施支援

【主要指標】

	指 標	現状（令和元年度）	目標（令和3年度）
1	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「朝食を毎日食べている」「どちらかと言えば食べている」児童生徒の割合	小学校：92.7% 中学校：93.9%	小学校：95% 中学校：95%
2	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「毎日同じくらいの時間に寝ている」児童生徒の割合	小学校：33.5% 中学校：31.3%	小学校：50% 中学校：50%
3	新体力テストにおいて全国平均値を上回った項目の割合	小学校：87.5% 中学校：68.7%	小学校：100% 中学校：80%

## 柱Ⅰ：夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成

### 4 社会的・職業的自律に向けた能力・態度の育成

#### 【振興基本計画の内容】

##### <現状・課題>

- ◇ 児童生徒が発達段階に応じて望ましい勤労観・職業観をもち、目的意識をもって主体的に進路を選択できるために、学ぶことや働くことの意義を理解するキャリア教育が重要になっています。

##### <施策の方向>

- 児童生徒の望ましい勤労観や職業観を形成するとともに地域を担う人材育成を目指し、地元企業等と連携した職場体験等の充実を図るキャリア教育の推進計画を作成・実施します。

#### 【令和2年度 主要施策と主な取組・事業】

主要施策	施策の概要と主な取組・事業
1 各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進 《施策15》	発達段階に応じた望ましい勤労観・職業観形成のために、地元企業等と連携した職場体験等、全小・中学校においてキャリア教育推進計画を作成し、実践します。 ◇全小・中学校でキャリア教育推進計画作成への支援

#### 【主要指標】

	指 標	現状（令和元年度）	目標（令和3年度）
1	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合	小学校：65.7% 中学校：35.9%	小学校：70% 中学校：70%

## 柱Ⅰ：夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成

### 5 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・共同の推進

#### 【振興基本計画の内容】

##### <現状・課題>

- ◇ 全国学力学習状況調査における児童生徒質問紙の「学ぶ意欲」に関する項目「家で自分で計画を立てて勉強をしている」児童生徒の割合は、小学校では、25.3%（全国平均比：-7.8%）、中学校では、10.8%（全国平均比：-4.1%）と、小中学校ともに全国平均を下回っているが、「平日の家での学習時間を全くしない」児童生徒の割合は、小学校では、1.3%（全国平均比：-2.0%）、中学校では、3.1%（全国平均比：-1.3%）と、全国平均を上回っています。また、「平日の家での学習時間が1時間以上」の児童生徒の割合は、小学校では、68.2%（全国平均比：+2.1%）、中学校では、65.1%（全国平均比：-4.7%）となっています。
- ◇ 「うきは市寺子屋」は、土曜日の午前中に年間23回開催しました。1年生から6年生まで103名の児童が参加し、児童からは「勉強するのが面白くなってきた」等の感想、保護者からは「勉強のリズムや問題解決力が身につけてきている」等の声を得ることができました。こういった取組を基に、さらに家庭学習の習慣化に努める必要があります。
- ◇ 学校が保護者や地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域が連携協力して教育活動を展開するためには、学校を開かれたものとし、学校の経営責任を明らかにすることが必要です。市内全小・中学校で学校関係者評価を実施していますが、評価結果や改善策を学校改善に生かすことが求められています。
- ◇ 各学校において、地域人材を活用し、専門的知識の習得や様々な体験活動の場の提供等を行い、教育活動の充実を進めてきています。今後、学校・家庭・地域の連携を強化し、効果的な教育活動を図る必要があります。
- ◇ 児童生徒の登下校中の事故発生の実態から、日常の児童生徒の安全確保の取組の必要性が増えています。また、東日本大震災と九州北部豪雨を教訓に、児童生徒が自らの判断で行動できることをねらいとした、実効性のある組織的・計画的な防災教育の重要性が高まっています。

##### <施策の方向>

- 子どもたちが自分で計画を立て家庭学習を進めるために、学校で授業と家庭学習の内容をリンクさせるなど、家庭学習の量的・質的な管理を図る必要があります。
- 「うきは市寺子屋」における学習内容の工夫充実及び学習意欲の維持向上に努めるとともに、高校生や大学生等の支援を継続します。
- 学校が保護者や地域住民の意向を学校運営に適切に反映するために、各学校における学校評価システムを充実させるとともに、学校評議員制度等を活用した学校運営を推進するとともに、当分の間、学校の学校再編や新学習指導要領の円滑な実施等を優先しながら、「うきは市らしいコミュニティ・スクール」の在り方について、ていねいに検討します。
- 学校の教育活動において、大学生や地域住民等がそれぞれの専門的知識や経験を生かしてボランティアとして協力するなど、家庭や地域の連携による学校を応援する取組を推進します。
- 通学合宿の必要性や重要性を自治協議会等と共有し、通学合宿を継続して開催できるような体制を整える必要があります。
- 市P連と連携した親子で取り組む家庭内での生活習慣づくりや子どもをもつ親を対象とした「スマホに係る家庭教育宣言」など、家庭教育の啓発・相談の推進により、基本的生活習慣の確立を図ります。
- 学校、家庭、地域及び関係機関の連携により、登下校の見守り等の日常的・継続的な安全対策を充実します。
- 東日本大震災や北部九州豪雨、熊本・大分地震等の教訓を踏まえ、自らの判断で行動できる児童生徒の育成を目指し、学校や地域の実態に応じた危機管理マニュアルを基に、火災、地震、風水害等に対する状況に応じた訓練をはじめとする防災教育を推進します。

【令和2年度 主要施策と主な取組・事業】

主 要 施 策	施策の概要と主な取組・事業
<p>1 家庭の教育力の向上 《施策16》</p>	<p>うきは市青少年育成市民会議が行う「子育てと教育を進める集い」の支援及び「うきは市子育て9か条」の市民啓発活動に努めます。</p> <p>◇「うきは市子育て9か条」を基に、学校・家庭・地域の役割と責任を説明する研修会等の場の設定</p> <p>◇「うきは市子育てと教育を進める集い」の実施</p> <p>◇「青少年弁論大会」の開催</p> <p>◇社会教育委員の会議の答申及びアンケート調査結果のニーズに基づいた子ども会活動への支援</p> <p>◇家庭教育学級への支援</p> <p>◇幼・保・小・中学校教職員、保護者、地域住民が参加する学習会、研修会等の開催</p> <p>家庭学習を計画的に進めることができるように学校と家庭の連携を推進します。</p> <p>◇小学生「うきは市寺子屋」事業の充実</p> <p>◇家庭学習強化週間等の設定</p>
<p>2 地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 《施策17》</p>	<p>保護者や住民の意向を把握し、学校運営に反映させるシステムを充実させ、家庭や地域との連携・協力による学校づくりを推進します。</p> <p>◇自己評価及び保護者など学校関係者等による評価システムの充実</p> <p>◇学校評議員制度を活用した学校運営の充実・発展</p> <p>◇「うきは市らしいコミュニティ・スクール」の在り方に関する検討</p> <p>◇学校の教育活動を支援するための、地域の方々や優れた知識・技能を有する社会人の積極的な活用</p> <p>◇児童生徒の地域行事やボランティア活動への積極的参加の支援</p> <p>◇登下校の歩行及び自転車の乗り方等の交通安全教室の実施の推進</p> <p>◇警察署や関係機関と連携した事件・事故への円滑な対応の推進</p>
<p>3 諸教育の推進 《施策18》</p>	<p>各学校や地域の実態を踏まえ、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな教育を推進し、学校活性化を図ります。</p> <p>◇火災、風水害、地震に対応した避難訓練等防災教育の推進</p>

【主要指標】

	指 標	現状（令和元年度）	目標（令和3年度）
1	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「家で計画を立てて勉強している」児童生徒の割合	小学校：25.3% 中学校：10.8%	小学校：50% 中学校：50%
2	全国学力学習状況調査児童生徒質問紙における「地域行事に参加している」児童生徒の割合	小学校：56.2% 中学校：34.9%	小学校：50% 中学校：50%

## 柱Ⅱ：社会の持続的な発展を牽引するための多様な力の育成

### 1 グローバルに活躍する人材の育成

#### 【振興基本計画の内容】

##### <現状・課題>

- ◇ グローバル化の一層の進展が予想される中、社会的な課題や地球規模の課題を自ら発見し、解決できる能力を有したグローバルに活躍する人材の育成が求められています。
- ◇ 生徒の英語力については、令和元年度英語教育実施状況調査によると中学校卒業時における、英語検定3級以上の力を有する生徒は31.2%となっており、文部科学省や福岡県が示す目標値50%を下回っています。

##### <施策の方向>

- 外国語教育の小学校中学年での導入や高学年での教科化をはじめ小・中学校を通じた外国語教育のさらなる改善・充実を図る新学習指導要領の着実な実施を促進するために教材・指導資料の配布、外国語（英語）コアカリキュラムの作成・活用とともに、専科教員や外国語指導助手（ALT）の増員等の学校指導体制の充実が求められています。
- 小学校における外国語教育の時数増加（令和2年度から3・4年生：35時間、5・6年生：70時間）に伴い、小学校へ派遣する外国人を1名確保し、日本人ALTと連携を図りながら、英語教育の充実を図ります。
- 中学校においては、英語の4技能「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「話すこと（発表、やり取り）」をバランスよく育成するためのCan-Doリストを活用した指導及び評価を実施します。

#### 【令和2年度 主要施策と主な取組・事業】

主要施策	施策の概要と主な取組・事業
1 外国語（英語）教育の強化 《施策19》	英語学習に興味を持ち、主体的に学習に取り組む生徒を育成するために、授業における4技能の見取りを確実に行うとともに、実際に英語を使う場面を想定した授業を展開します。 ◇Can-Doリストを活用した「話すこと」に関するパフォーマンステスト（プレゼンテーション、スピーチ、インタビュー等）の確実な実施 ◇スピーチコンテストへの積極的な参加 ◇英語検定IBAテストの実施

#### 【主要指標】

	指 標	現状（令和元年度）	目標（令和3年度）
1	英語検定における3級レベル以上の力を有する生徒の割合	中学校：31.2%	中学校：50%

## 柱Ⅲ：生涯学び、活躍できる環境の整備

### 1 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

#### 【振興基本計画の内容】

##### <現状・課題>

- ◇ 人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成する必要があります。
- ◇ 社会教育活動の充実を図るために、PTA、子ども会などの社会教育関係団体の活性化を支援するとともに、市民や市民団体、NPOなどが主体的に市政やまちづくりに関わる「協働」の仕組みが必要とされています。
- ◇ 市民の様々な学習ニーズに応える社会教育施設の充実したサービスの提供などが行われるよう、社会教育関係職員の一層の資質向上が求められています。
- ◇ 本市では、体育協会・スポーツ推進委員会を中心に、市民運動会や市民体育大会並びに各種スポーツ大会や教室を開催して、積極的に健康づくりを推進しています。
- ◇ 本市の文化芸術の発展や振興に貢献してきたうきは市文化会館・市民ホールは、施設の老朽化などのため、十分な役割が果たせない状況にあります。
- ◇ 本市は、国指定史跡である珍敷塚古墳に代表される古墳群、重要文化財である平川家住宅、筑後吉井・新川田箆重要伝統的建造物群保存地区など、多くの文化財を継承しています。その数は国指定・選定の文化財が8件、同登録有形文化財が2件（16棟）（建造物）、県指定文化財8件、市指定文化財23件、合計41件に上ります。加えて現在新川田箆地区の文化的景観の国選定に向けた調査・計画を進めています。
- ◇ 多種多様でかつ多数ある文化財については、保存や管理の面で問題が顕在化しています。古墳群については優先順位をつけても老朽化が進む保存施設を整備し、伝統的建造群については履歴に基づいた現状変更の質を確保し今後も文化財の保護に取り組みます。

##### <施策の方向>

- 男女平等意識の啓発活動を進め、地域ぐるみ・市民ぐるみで男女が共に支え合い「一人ひとりがいきいきと輝き自分らしく暮らせるまち うきは」の社会づくりを目指します。
- 高度化・多様化する市民の学習ニーズに適切に応えるため「うきは市民大学」を開講し、よりよい学習環境を提供するとともに、学習の成果が地域社会において還元できるよう「うきは市人材情報センター」を運営します。
- 市民が生涯にわたって日常的にスポーツを通して「健康づくり」に取り組むために、うきはアリーナをスポーツ・健康づくりの拠点とし、誰もが気軽にスポーツを親しめる場の提供や質の高い指導者を育成し、生涯スポーツの推進に努めます。
- 社会教育活動の振興を図るため、PTA、子ども会、自治協議会等の関係機関、団体との連携・協力体制の整備を図ります。市民参加型の市民企画ホール事業を推進します。
- 図書館や歴史民俗資料館、スポーツアイランドなどの社会教育施設の機能充実と利用促進を図るとともに、社会教育関係職員の資質向上に努めます。
- 男女共同参画社会の形成の促進や人権、環境保全、地域防災等について各分野の基本計画等に基づき、学習機会の充実を促進します。
- 多様な技術・経験を有するシニア層の取組など地域における優れた取組の普及・啓発を促進し、誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境を整備します。
- 児童生徒や市民が文化芸術に触れ親しむことができるよう、文化芸術を鑑賞・創作する機会の充実を図ると

もに文化芸術活動に参加し、その成果を発表できる場の充実を図ります。

- 「うきは市公共施設等総合管理計画」をふまえ、両ホールの活用方法について検討します。
- 史跡や文化遺産等の保護整備と町づくりへの活用推進を進め、文化財関係施設については、展示内容の整理・充実とともに、将来的な学校再編も見据え機能の充実に努めます。
- 重要伝統的建造物群保存地区及び町並み保存地区の保存整備事業の推進と、重要文化的景観保存地区の選定の推進に努めます。

**【令和2年度 主要施策と主な取組・事業】**

主 要 施 策	施策の概要と主な取組・事業
<p>1 高齢者等の生涯学習の推進 《施策20》</p>	<p>「うきは市民大学」を開講し、市民の学習ニーズに応え、また、ボランティア・まちづくりに関連する人材の育成に努め、市民の主体的な学習活動の成果が地域社会において還元されるような仕組みづくりを行います。</p> <p>◇うきは市民大学の開講による学習環境の提供</p> <p>◇うきは市人材情報センターの運営</p>
<p>2 若年期から高齢期までのライフステージに応じたスポーツ活動の推進 《施策21》</p>	<p>誰もが気軽にスポーツレクリエーション活動に参加できるように、うきはアリーナをスポーツ・健康づくりの拠点とし、利用者のニーズに応じたスポーツ・健康教室の開催及び指導者を育成し、住民の健康づくり・体力づくりに努めます。</p> <p>◇うきはアリーナをスポーツ・健康づくりの拠点として確立</p> <p>◇市民運動会や市民体育大会、市民ロードレース等の体力づくり事業の推進とスポーツの機会の提供</p> <p>◇スポーツの望ましい指導の在り方や安全教育を学ぶ講演会の実施</p>
<p>3 生涯を通じた文化芸術活動の推進 《施策22》</p>	<p>① 伝統文化の継承・保存と市民の文化活動を推進するとともに市民への芸術文化の提供に努めます。</p> <p>◇文化事業実行委員会が中心となり企画する芸術鑑賞機会の充実</p> <p>◇文化協会所属団体等市民サークル活動への積極的な支援</p> <p>◇文化活動活性化のため、文化に関するボランティアの育成と うきは市生涯学習人材バンク登録者の充実</p> <p>◇うきは市文化会館・市民ホールの機能充実を目指した管理運営方法の実施（専門業者への舞台設備操作業務の委託）</p> <p>◇芸術普及活動（アウトリーチ活動）の充実</p> <p>② 市内に残る文化財の保存に努め広く市民及び観光資産、学校教育の学習の場として活用するため、第二次うきは市総合計画、うきは市ルネッサンス戦略、うきは市文化財保存活用基本計画等をもとに、史跡等の全体的な整備に努めるとともに、既設の文化財関係施設の機能充実に努めます。</p> <p>◇文化財保存活用基本計画をもとに具体的な整備を検討</p> <p>◇文化財施設の機能及び運営の充実</p> <p>③ 伝統的建造物群保存地区及び町並み保存地区の保存整備事業の推進、文化的景観保存地区の選定の推進に努めます。</p>

	<p>◇伝建地区内の伝統的建造物の保存・整備及び歴史的町並み景観の整備</p> <p>◇新川田竈地区の重要文化的景観地区の選定に向けた地域住民の理解を図るための啓発活動</p>
--	--

【主要指標】

	指 標	現状（令和元年度）	目標（令和3年度）
1	うきはアリーナの利用促進	利用者数 161,629人 (※平成30年度の実績)	利用者数 160,000人
2	屋形古墳群整備基本計画を基にした整備状況	屋形古墳群（周辺施設） の整備工事の実施	屋形古墳群の古墳覆屋等 施設整備事業
	伝建地区及び町並み保存地区において歴史的景観にあった修理・修景数	吉井地区で5件 新川田竈地区で1件	吉井地区5件 新川田竈地区1件
	新川田竈地区の重要文化的景観地区選定に向けた取組状況	重要文化的景観地区の選 定準備	重要文化的景観地区の選 定

## 柱Ⅲ：生涯学び、活躍できる環境の整備

### 2 人々の暮らしの向上と社会の持続的な発展のための学びの推進

#### 【振興基本計画の内容】

##### <現状・課題>

- ◇ 市民の様々な学習ニーズに応える社会教育施設の充実したサービスの提供などが行われるよう、社会教育関係職員の一層の資質向上が求められています。
- ◇ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月1日施行）等を踏まえ、障がい者が、学校卒業後も含めた一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する施策を横断的かつ総合的に推進することが求められています。

##### <施策の方向>

- 社会教育活動の振興を図るため、PTA、子ども会、自治協議会等の関係機関、団体との連携・協力体制の整備を図ります。市民参加型の市民企画ホール事業を推進します。
- 専門業者によるホールの運営管理及び施設の有効活用を推進します。
- 図書館や歴史民俗資料館、スポーツアイランドなどの社会教育施設の機能充実と利用促進を図るとともに、社会教育関係職員の資質向上に努めます。
- 障がい者の優れた文化芸術活動の公演・展示や障がい者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを推進します。
- バリアフリー字幕や音声ガイド制作支援を行うことにより、映像芸術の普及・振興を図るとともに、図書館等の環境整備を推進します。

#### 【令和2年度 主要施策と主な取組・事業】

主 要 施 策	施策の概要と主な取組・事業
1 施設の複合化等、持続可能な社会教育施設の運営 《施策23》	<p>図書館などの社会教育施設において、市民のニーズを踏まえた運営やサービスの充実に努めるとともに関係職員の積極的な研修会参加に努めます。また、市民の多様な学習活動に対応した支援や事業、市内の各自組織の運営に伴う支援を推進し、施設の利用促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇図書館や歴史民俗資料館、スポーツアイランド等、社会教育施設の市民のニーズに応じた運営及びサービスの実施</li> <li>◇図書館や歴史民俗資料館、スポーツアイランド等社会教育施設の利用促進</li> <li>◇県や市が開催する社会教育関係職員の研修会等への積極的参加</li> <li>◇ホール運営の専門業者への外部委託と効果的な運営管理</li> <li>◇各種コンベンション・文化事業等の誘致活動</li> </ul>
2 障がい者の文化芸術活動の振興方策の検討 《施策24》	<p>障がい者の優れた文化芸術活動の公演・展示や障がい者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを推進するとともに、映像芸術の普及・振興を図ることが出来る仕組み作りに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇市が開催する市民文化祭への参加を促す広報活動の強化</li> <li>◇映画鑑賞会（文化事業）における字幕や音声ガイドの積極的利用</li> </ul>

【主要指標】

	指 標	現状（令和元年度）	目標（令和3年度）
1	ホール利用者数	利用者数（見込み） 30,000人	35,000人
2	うきは市民大学の開講によるうきは市生涯学習人材 バンク登録数	5グループ + 個人5名	7グループ + 個人10名
3	市立図書館の利用状況 貸出総数 1・3階利用者総数	157,847冊 128,165人 (平成30年度)	180,000冊 150,000人

## 柱Ⅳ：誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築

### 1 多様なニーズに対応した教育機会の提供

#### 【振興基本計画の内容】

##### <現状・課題>

- ◇ 本市の特別支援学級の在籍者数は105人（平成30年度）で、障がい重複化、多様化しています。幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校は、連携して切れ目のない一人一人のニーズに応じた一貫性ある支援の充実を図る必要性があります。
- ◇ 本市における小・中学校の不登校児童生徒数は、やや増加傾向にあり、引き続き取り組むべき課題です。

##### <施策の方向>

- 特別支援学級に在籍する児童生徒に関する個別の教育計画の充実を図り、幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校が連携して、より教育的ニーズに応じた支援を図ります。
- 不登校対応については、不登校未然防止の日常的な取組（福岡アクション3）等を確実に実施するとともに、不登校傾向児童生徒への組織的対応、スクールカウンセラー・相談員の効果的活用による不登校の予防・解消に努めます。また、教育相談員の設置及び活用を行います。

#### 【令和2年度 主要施策と主な取組・事業】

主要施策	施策の概要と主な取組・事業
1 特別支援教育の推進 《施策25》	<p>校長を中心とした指導体制を確立するとともに、幼・保・小・中学校が連携し、個別の教育的ニーズに応じた特別支援教育の改善・充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇特別支援学級における指導充実のための必要に応じた「特別支援学級支援員」の配置</li> <li>◇個別の指導計画の作成・実施状況の把握と指導</li> <li>◇ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善への支援</li> <li>◇発達障害児等巡回相談事業の積極的な活用を支援</li> <li>◇就学児健康診断時に簡易の知能検査実施</li> <li>◇就学前児童保護者への啓発リーフレットの配布</li> <li>◇うきは通級指導教室への支援と啓発</li> </ul>
2 不登校児童生徒の教育機会の確保 《施策26》	<p>不登校の児童生徒への組織的対応と、不登校を未然に防ぐ取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇不登校傾向の児童生徒への組織対応、スクールカウンセラーの効果的活用による不登校の予防・解消</li> <li>◇日常的な教育相談の実施と適応指導教室や関係機関との連携</li> </ul>

#### 【主要指標】

	指 標	現状（令和元年度）	目標（令和3年度）
1	発達障害児等巡回相談事業の活用校の割合	5校	全小・中学校
2	児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数	小学校3.2人（実数5人） 中学校36.2人（実数27人） ＊不登校解消数 小学校1人 中学校22人 ※令和元年度月例報告より	小・中学校全国平均以下 小学校 5.5人 中学校 33.8人 ※平成29年度確定値（文部科学省）より

## 柱Ⅴ：教育政策推進のための基盤整備

### 1 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

#### 【振興基本計画の内容】

##### <現状・課題>

- ◇ 「教職員の働き方改革取組指針（県教育委員会）」をもとに、教職員の負担軽減という観点も含め、県では基本研修・管理職研修の見直しが進められています。
- ◇ 質の高い教育の提供に向けた専科指導や少人数指導によるきめ細やかな指導の充実が求められています。
- ◇ 教員研修については、学校教育における課題の複雑化や多様化など教員を取り巻く環境の変化に対応しながら、より一層の充実・強化を図る必要があります。
- ◇ 学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実、専門スタッフとの連携・分担体制の構築等を通して、教師が本来行うべき教育に集中できる持続可能な学校体制を整備する必要があります。
- ◇ 市内の学校の建物の半数は、昭和50年代に建てられている状況であり、老朽化が懸念されています。

##### <施策の方向>

- 教員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるため、経験年数や職務内容に応じた研修や専門的な指導力を高める研修の充実を図ります。また、ベテラン教員の指導技術の継承を図るOJTの一層の充実や校内研修の内容や方法の見直しを図るなど、学校全体の教育力の向上に努めます。
- 確かな学力の定着を図るため、指導体制・指導方法の改善を進め、少人数指導や習熟度別指導を推進します。
- 「うきは市立小中学校における働き方改革及び部活動に関する指針」に基づき、業務分担・適正化を着実に実行するための方策に取り組みます。
- 「うきは市公共施設等総合管理計画」に基づき、学校施設の適切な管理等を行います。

#### 【令和2年度 主要施策と主な取組・事業】

主要施策	施策の概要と主な取組・事業
1 教職員指導体制・指導環境の整備 《施策27》	① 校長のリーダーシップと教員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修の充実など教員の資質向上を図ります。 ◇教職経験や職務内容に応じた実践的指導力や経営力の向上のための研修の実施 ◇県教委、県教育センター主催研修会への参加促進と教育論文の応募促進 ② 学校の業務分担・適正化を図り、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制に必要な支援を行い超過勤務の縮減に努めます。 ◇タイムレコーダーによる勤務時間の把握 ◇「うきは市立小中学校における働き方改革及び部活動に関する指針」の適切な実施に係る支援 ◇うきは市総括健康管理委員会等と連携した学校衛生委員会の確実な実施 ③ 快適な学校生活が送れるよう、学校施設の整備と充実を図ります。 ◇校舎等の学校施設の老朽化対策、グラウンド等校舎外施設の改修 ◇学校施設（校舎、体育館等）の計画的な老朽化対策の実施

【主要指標】

	指 標	現状（令和元年度）	目標（令和3年度）
1	市教育センター実施の研修会の評価ポイント	4段階評価3.8ポイント	4段階評価4.0ポイント
2	毎月の超過勤務時間	超過勤務時間の正確な把握と縮減 (平成30年8月～)	超過勤務時間の (平成30年8月～) 同月比10%減

※ 参照

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」から抜粋

〈上限時間の原則〉

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。） 45時間

ロ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間

〈児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間〉

イ 1箇月時間外在校等時間 100時間未満

ロ 1年間時間外在校等時間 720時間

ハ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

ニ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80時間

## 柱Ⅴ：教育政策推進のための基盤整備

### 2 ICT利活用のための基盤整備

#### 【振興基本計画の内容】

##### <現状・課題>

- ◇ 新学習指導要領において、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられ、必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力や情報の科学的理解、情報社会に参画する態度の育成が望まれています。
- ◇ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等におけるICT活用の促進が必要です。
- ◇ 校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上が期待されています。
- ◇ 各学校にパソコン室の設置及びLAN配線等は完備できています。今後、「GIGAスクール構想」に基づきICT環境を整備することが求められています。

##### <施策の方向>

- 情報活用能力の育成に係るカリキュラム・マネジメントの事例や情報モラルの育成を推進するための指導資料やプログラミング教育の推進に向けた指導事例等を作成し、市内の小中学校で共有します。
- 教師のICTを活用した指導力の向上を図るため指導資料を作成・配布するとともに、ICTを活用した授業改善に向けた研修を実施します。
- 校務支援ソフトを活用し学びを可視化することを通じ、教師による学習指導や生徒指導等の質の向上、学級・学校運営の改善に努めます。
- 「GIGAスクール構想」を基に、情報端末機器(タブレット)・デジタル教科書・教材の活用等ができる環境づくりを行います。
- デジタル教材等を効果的に活用した分かりやすい授業を推進します。

【令和2年度 主要施策と主な取組・事業】

主 要 施 策	施策の概要と主な取組・事業
1 情報活用能力の育成 《施策28》	年間カリキュラム（情報モラルを含む）や指導資料を作成し配布します。 ◇ ICT教育の研究指定校による推進 ◇ 全教職員向けのICT活用研修の実施
2 各教科等の指導におけるICT活用の促進 《施策29》	児童生徒の学力向上を図るための、デジタル教科書・教材の活用等の研修を推進します。 ◇ 授業支援ソフトを活用した授業の研修 ◇ 教室の大型テレビ、書画カメラを活用した授業の研修
3 校務のICTによる教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上 《施策30》	「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」のポイント（2017年文部科学省）をもとに、学校の校務の効率化のためのICT環境整備を推進します。 ◇ 教師用パソコンの入替とともに、教師用タブレットの追加導入 ◇ 普通教室及び特別教室への大型テレビの導入 ◇ 校務支援ソフト・デジタル教科書・教材の導入
4 学校のICT環境整備の促進 《施策31》	「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」のポイント（2017年文部科学省）をもとに中学校のパソコン教室の活用、及び小・中学校へのタブレットの整備を推進します。 ◇ 中学校パソコン室の活用推進 ◇ 全ての小・中学校へのタブレットの追加導入

【主要指標】

	指 標	現状（令和元年度）	目標（令和3年度）
1	全国学力学習状況調査学校質問紙における「前年度に、児童生徒がコンピュータ等のICTを活用する学習活動1クラスあたり、週に1回以上行った」学校数	小学校：6校／8校 中学校：1校／2校	全小・中学校
2	学校のICT環境整備の推進 ※児童生徒用タブレット：一人1台 ※授業を担当する教師用タブレット：一人1台 ※大型テレビ：普通教室及び特別教室への配置	児童生徒用タブレット 60% 教師用タブレット 71% 大型テレビ 80%	児童生徒用タブレット 100% 教師用タブレット 100% 大型テレビ 100%
3	デジタル教材の学級での活用率 プリント教材の学級での活用率	92% 92%	全学級実施 100% 全学級実施 100%
4	学校情報化優良校の認定	全ての小・中学校10校	全ての小・中学校

## 第5章 計画の推進にあたって

### 1 評価と進行管理

この計画を着実に推進していくためには、各施策・事業等の進行管理を行い、その結果を検証・評価し、その後の各施策・事業等の推進に役立てていく必要があります。

そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成27年4月1日一部改正・施行）第26条の規定により、教育委員会が毎年行う事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価、また、この計画で示した成果指標、その他所管部署における調査統計などを通して、多角的な視点から評価と進行管理を実施していきます。

これらの評価と進行管理を通じて、うきは市の教育の基本理念（目指す市民像）や基本目標を最も効率的、効果的に実現していくよう取組を進めます。

なお、今後、社会経済情勢、教育を取り巻く環境の変化等に伴い、必要に応じて、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

#### 【参考】

- ◇ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成27年4月1日一部改正・施行）  
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## ■用語解説

### 【あ行】

#### ○ ICT

Information and Communication Technology の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。

#### ○ うきは市子育て9か条

うきは市の将来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長するために、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携・協力して教育力の向上を目指した取組を協議し、平成21年度に策定した。

#### ○ うきは市生涯学習人材バンク

様々な技術や知識をもち、市民への指導が可能な個人や団体をリストにまとめ「何かを学びたい。誰かに教わりたい。」と思っている市民やグループへの活用につなげていくため「学びたい人と教えたい人を結ぶ“かけはし”」としての制度。

#### ○ うきは市人権教育・啓発基本計画（第2次）

新たな人権問題への対応や、これまでの人権教育・啓発の成果と課題を踏まえるとともに、うきは市総合計画（第2次）との整合性を保ちつつ、市民・事業者・行政の連携協力のもと、「人権のまちづくり」を実現するため平成28～37年度を計画期間として策定されたもの。

#### ○ うきは市総合計画（第2次）

行政課題に対して、本市の特性や地域資源を生かしながら、地域のさまざまな主体による住民自治と協働のまちづくりをさらに推進し、本計画において目指すべき新しい将来像を描くとともに、その実現を図るための基本的な方策を明らかにするため平成28年度～37年度を計画期間として策定されたもの。

#### ○ うきは市男女共同参画基本計画（第2次）

うきは市男女共同参画推進条例に掲げる6つの理念を基に、これまでの計画で取り組んできた施策を精査し、より実効性のある計画とするため基本理念を「一人ひとりがいきいきと輝き自分らしく暮らせるまちうきは」と定め、男女共同参画社会づくりを推進するため平成28～37年度を計画期間として策定されたもの。

#### ○ うきは市ルネッサンス戦略

うきは市の活性化に向けて、喫緊に対応が必要と考えられる施策・事業について提示し、本戦略に盛り込まれた施策・事業を実行することにより、地域経済の活性化や地域の環境整備を進め、誰もが住みよいふるさと「うきは」を形成し、さらには、持続可能な地域形成に必要とされる人口の維持を図ることを目的に、平成27～31年度を計画期間として策定されたもの。

## 【か行】

### ○ 学校評議員制度

校長が、学校経営や教育活動に対して必要に応じて学校の改善につながる具体的な意見をもらうため、校区内外から学校評議員を選任・意見聴取を行うことにより、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進するための制度。

### ○ 教育大綱

地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根拠となる方針を定めたもの。

### ○ G I G Aスクール構想

子ども一人一人に最適化された学習を進めようと、政府が令和元年度から5年度までに、学習者用パソコン端末と高速通信ネットワーク整備の2本柱で全小・中学校のI C T環境を整備する計画。

### ○ 子育てと教育を進める集い

行政はもとより、学校・家庭・地域の教育力の向上のため、うきは市青少年育成市民会議が主催し、講演会等を行っている。

### ○ コミュニティ・スクール

「学校運営協議会」を設置している学校。学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組。

## 【さ行】

### ○ うきは市の小規模特認校制度

小学校の通学区域の弾力的運用の一つとして、姫治地区の児童数の少ない小学校への通学を認める制度。

### ○ 新学習指導要領

学習指導要領とは、全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づき定めた、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準であり、ほぼ10年毎に改訂されている。新学習指導要領は、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から全面実施される。

### ○ スクールカウンセラー（S C）

児童生徒の不登校や校内での問題行動などの対応に当たって、心理検査や心理療法で、本人の抱えている心の問題を改善・解決していく、高度な専門的知識を有した心理の専門家。

### ○ 全国学力・学習状況調査

全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善

を図る目的で実施された調査。学校においては、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善などに役立つものである。

対象は、小学校第6学年と中学校第3学年で、調査事項は、国語、算数・数学、理科（3年に一度実施）である。

これまで国語と算数・数学については、「主に知識に関する問題（A問題）」と「主に活用に関する問題（B問題）」の区分で実施されていたが、令和元年度から、教科毎に一本化されて実施されるようになった。その他、学習意欲や学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査を実施している。

#### ○ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

小学校・中学校で実施している「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横跳び」「20mシャトルラン（中学校は持久走との選択）」「50m走」「立ち幅跳び」「ソフトボール投げ」の8種目のテストにより、筋力、柔軟性、走力等の運動能力を調べるもの。自分の体力を客観的に評価するための指標の一つとして活用している。

### 【た行】

#### ○ 通学合宿

子どもたちが地域のコミュニティ施設等に3泊から5泊程度宿泊し、親元を離れ、団体生活の中で日常生活の基本を自分自身で行いながら学校に通うもの。この通学合宿では、子どもたちの社会性、自主性、協調性を伸ばし、「生きる力」を育むことが期待されている。

#### ○ タブレット（タブレット型端末）

タッチパネル機能を持つ液晶ディスプレイを主なインターフェースとして、指やペンなどで操作できるパソコンや携帯端末のこと。持ち運んでモバイル環境で使われることが多い。

#### ○ 特別支援学校

障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

#### ○ 図書館ボランティア

お話をを行う読み聞かせボランティア、図書館の環境を整えるボランティア、返却された資料を書架に並べる配架作業を行う配架ボランティア等、図書館運営・各行事にご協力いただく様々なボランティアの総称。

#### ○ 特別支援学級

小学校、中学校、高等学校および中等教育学校、義務教育学校（平成28年度より設置）に教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために設置される学級。

#### ○ 図書館ボランティア

お話をを行う読み聞かせボランティア、お話会で使う道具を作成するボランティア、図書館玄関の鉢植えの世話や図書館の環境を整えるボランティア、図書館の環境（植え込みやアサガオ等）を整えるボランティア、図書館での行事に協力いただくボランティアの総称。

## 【は行】

### ○ 複式教育

複式学級で行われる教育で、学級は学年ごとにクラスを編制するのではなく、複数学年で1クラスにする学級編制のこと。うきは市では、小塩小学校で実施された。

### ○ 福岡県学力実態調査

小学5年及び中学1・2年を対象とし、教科は国語・算数（数学）で実施される。

### ○ 福岡アクション3

不登校の問題への対応のために、不登校対策の3つの視点（未然防止、早期発見・早期対応、継続支援）に基づき、「すぐできる」「かならずできる」「みんなでできる」取組等を、学校において重点的に取り組むべきこととして整理し示したもので、平成25年4月から実施している。

### ○ 文化財保存活用基本計画

多種多様な文化財を抱えるうきは市の現状を分析し、保存と活用のバランスのとれた文化財保護を推進するための基本計画。